

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業

施設整備・維持管理業務要求水準書（案）

法 務 省

平成17年8月12日

目 次

第1編 総則		
第1	本書の位置付け	1
第2	適用法令並びに基準等	1
1	法令等	1
2	基準等	2
第3	用語の定義	3
第4	材料に関する特記事項	3
1	使用材料	3
2	環境物品の選択	3
第2編 施設整備		
第1	施設整備の目的	4
第2	基本方針	4
1	基本構想	4
2	建設工期の短縮及びコストの縮減	5
3	周辺地域・環境に調和した整備	5
4	環境負荷の低減	5
5	施設の拡張性	5
第3	設計条件	5
1	敷地条件	5
2	敷地データ	6
3	施設の内容	7
第4	施設計画	11
1	施設の基本的性能	11
2	施設のセキュリティ	19
3	建築性能	28
4	構造性能	35
5	建築設備性能	36
6	外構施設	54
7	職員宿舎	55
第5	施設整備業務の実施	59
1	業務内容	59
2	業務の進め方	60
3	工事に関する事項等	66
第3編 維持管理		
第1	総則	71
1	業務の目的	71
2	基本方針	71
3	業務内容	71
4	適用範囲	72
5	業務提供時間帯	72
6	業務実施体制	72
7	業務の進め方	72
第2	建築物保守管理業務	76
1	業務概要	76
2	要求水準	76
3	特記事項	79

第 3	建築設備運転監視業務	8 0
1	業務概要	8 0
2	要求水準	8 0
3	特記事項	8 2
第 4	修繕業務	8 3
1	業務概要	8 3
2	要求水準	8 3
3	特記事項	8 3

第 4 編 資料

第1編 総則

第1 本書の位置付け

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業施設整備・維持管理業務要求水準書（以下「施設整備等要求水準書」という。）は、法務省（以下「国」という。）が島根あさひ社会復帰促進センター（以下「センター」という。）整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「PFI事業者」という。）を募集・選定するに当たり、入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において整備するセンターの施設整備・維持管理業務に関して、業務の内容及び国が要求するサービスの水準（以下「要求水準」という。）を示し、入札参加者の提案に具体的指針を与えるものである。

なお、国は、施設整備等要求水準書の内容を提案評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いることとしている。

入札参加者は、施設整備等要求水準書に示されているサービス水準を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとするが、その際には「入札説明書」、「運営要求水準書」及び別添資料等において示された諸条件を必ず遵守して提案を作成するものとする。

第2 適用法令並びに基準等

本事業の施設整備・維持管理業務においては、次の法令・基準等を適用するものとする。また、本事業を行うに当たり必要とされるその他の地方条例及び関係法令等についても遵守すること。

1 法令等

以下の法令に関するすべての関連施行令・規則等を含むものとする。

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）（ハートビル法）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年法律第 104 号）

- ・ 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 国家公務員宿舍法（昭和 24 年法律第 117 号）
- ・ その他関係法令

＜地方条例＞

- ・ 島根県建築基準法施行条例（昭和 48 年島根県条例第 20 号）
- ・ 島根県環境基本条例（平成 9 年島根県条例第 29 号）
- ・ 島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 10 年島根県条例第 25 号）
- ・ 島根県自然環境保全条例（昭和 48 年島根県条例第 24 号）
- ・ 島根県都市計画法施行条例（平成 12 年島根県条例第 30 号）
- ・ その他関係する県・市・町条例

2 基準等

- ・ 官庁施設の基本的性能基準（平成 13 年国土交通省国営建第 32 号，国営設第 29 号）
- ・ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準（平成 13 年国土交通省国営建第 32 号，国営設第 29 号）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準（平成 8 年建設省営計第 100 号）
- ・ 建築設備計画基準（平成 17 年版）
- ・ 環境配慮型官庁施設計画（建設省営設発第 29 の 2 号）
- ・ 建築 CAD 図面作成要領（案）
- ・ 営繕工事電子納品要領（案）
- ・ 建築設計業務等電子納品要領（案）（平成 14 年 11 月改訂版）
- ・ 建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日 建設省営監発第 13 号）
- ・ 建築工事公衆災害防止対策要領 建築工事編（平成 5 年 1 月 12 日 建設省経建発第 1 号）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日 建設省経建発第 3 号，平成 14 年 5 月 30 日 国官総第 122 号・国総事第 21 号・国総建第 137 号）
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針（平成 3 年 2 月 6 日建設省厚発第 38 号の 2）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（1997 年版 建設省住宅局建築指導課監修）
- ・ セメント及びセメント系固化材を使用した改良土六価クロム溶出試験実施要領（案）（平成 12 年建設省技調発第 49 号，建設省営建発第 10 号）
- ・ 国有財産台帳等取扱要領（平成 13 年財理第 1859 号）
- ・ 昇降機技術基準の解説（2002 年版）（国土交通省住宅局建築指導課，（財）日本建築設備・昇降機センター，（社）日本エレベーター協会）

＜参照基準＞

要求水準を満たすものとして、標準的な材料、工法、品質等を定めている基準を次に示す。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（平成 16 年版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（平成 16 年版）
- ・ 敷地調査共通仕様書（平成 11 年版）（（社）公共建築協会）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（平成 15 年版）（（財）建築保全センター）
- ・ 建築設備設計基準（平成 14 年版）」（（財）全国建設研修センター発行）
- ・ 土木工事共通仕様書（国土交通省監修）
- ・ 矯正施設用指定部品図集（平成 17 年版）（法務省大臣官房施設課）
- ・ 矯正施設用電気設備工事標準図（平成 17 年版）（法務省大臣官房施設課）
- ・ 矯正施設用機械設備工事標準図（平成 17 年版）（法務省大臣官房施設課）
- ・ 国土交通省制定土木構造物標準設計（1）（2）（（社）全日本建設技術協会発行）
- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会）
- ・ 基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準（独立行政法人都市再生機構）
- ・ 部品及び機器の品質・性能基準（公共住宅事業者等連絡協議会）
- ・ 機材の品質判定基準（建築編・電気編・機械編）（独立行政法人都市再生機構）

- ・ 日本住宅性能表示基準（国土交通省）

第3 用語の定義

本書で用いる用語の定義については、特に断りがある場合を除き、「用語集」のとおりとする。

第4 材料に関する特記事項

1 使用材料

使用する建築材料（専ら仮設に供するものは除く。）は新品とする。新品とはおおむね製造後1年以内で、かつ適切に保管され、当初の性能を有しているものとし、また、リサイクル製品で一般的に流通している材料は品質が確認されたものを新品と扱う。

2 環境物品の選択

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、資機材等の選択に当たっては、できる限り同法第2条に定める「環境物品等」を選択するように努めるものとする。

第2編 施設整備

第1 施設整備の目的

センターは、「国民に理解され、支えられる刑務所」という行刑改革の理念の下、国民や地域との共生による運営を行い、近年増加が著しい犯罪傾向が進んでいない受刑者を集中的に収容し、受刑者それぞれの問題性に特化した処遇を行ってその改善を促すとともに、再犯防止に最善を尽くすことを目指している。このため施設の設計・建設においても、その処遇が効果的に機能するように配慮するとともに、刑務所としての機能を失わない範囲で、従来の刑務所の型にとらわれない創意工夫が求められる。

また、健康的な生活環境の中で、受刑者の自律性と責任感を養う処遇を実施する予定であり、それに伴う受刑者の生活形態や行動範囲に合致した建物の配置・構造とすることにより、職員の勤務動線の短縮や合理化を大いに図ることが期待される。

第2 基本方針

1 基本構想

センターは、次のような機能・外観を有する施設とする。

(1) 受刑者の自主性を尊重した処遇への適合

受刑者の自主性が認められる範囲に応じ、生活・活動の領域を変化させることができる施設配置とする。

(2) ユニットの効率的配置

受刑者の生活・作業領域は、拘禁形態や処遇の内容に応じて、「特化ユニット」（以下、「特化ユニット」のうち、人工透析を受ける必要がある受刑者の領域を「人工透析ユニット」、養護的処遇を要する受刑者の領域を「Sユニット」、精神・知的障害を有し社会適応訓練を要する受刑者の領域を「Mユニット」、集団生活に順応できず閉鎖的処遇が必要な受刑者の領域を「単独処遇ユニット」という。）等のユニットにより区分するものとし、庁舎、管理棟、医務棟、病室棟、面会棟、教育棟、体育館、運動場等の共用機能と、それ以外の収容棟、職業訓練棟等からなる複数のユニットとを機能的に配置し、受刑者の日常生活は各ユニット内で完結するようにすることによって、処遇の充実を図るとともに、受刑者の移動によって生じる保安上及び職員配置上の負担軽減を図る。

(3) 効率的な施設運営の確保

職員による効率的な管理を行うために、施設機能の集約化とコンパクトな動線を計画する。

(4) 受刑者の生活環境の向上

受刑者の生活空間や活動空間に癒しや変化等の工夫をし、生活環境の向上に寄与できる計画とする。

(5) 地域への開放

施設の一部が周辺住民にも利用可能となるような開かれた施設をイメージできる配置

とする。

2 建設工期の短縮及びコストの縮減

早期供用開始を目標とした工事期間の短縮とコストの縮減が可能な構造、工法等を積極的に取り入れる。

3 周辺地域・環境に調和した整備

建物形態・色彩・素材等は、周辺地域との連携及び周辺環境との景観の調和に配慮するものとする。

4 環境負荷の低減

施設の建設、運用から廃棄に至るまでのライフサイクルを通じて、省エネルギー・省資源、長寿命化、建設廃棄物の抑制、エコマテリアルの使用等を積極的に取り入れるなど、環境負荷低減のための総合的な対策を講じた環境配慮型施設とする。

第3 設計条件

1 敷地条件

事業用地は、浜田自動車道旭 IC に近接し、同自動車道を挟んで南北に広がる2団地である。南側の団地（以下「Ⅰ工区」という。）及び北側の団地（以下「Ⅱ工区」という。）は、ともに造成・インフラが既に整備されている。周辺は公園、植栽等が整備され、環境的に優れた地域である。

なお、Ⅰ工区とⅡ工区の間には「十文字橋」（歩行者専用）があり、同自動車道を跨いでのアクセスが可能である。

おって、事業用地の概要図は、資料に示す（Ⅰ工区北側及びⅡ工区南東側において、町道付替えに伴う造成工事が予定されている。）。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 事業用地 | 島根県那賀郡旭町大字丸原 |
| (2) 敷地面積 | 約350,000 m ² |
| (3) 用途地域等 | 工業地域 |
| (4) 建ぺい率 | 60% |
| (5) 容積率 | 200% |
| (6) 地域地区 | 防火無指定 |
| (7) 法令等 | |

ア 開発許可申請は不要。

イ 事業施設の主たる用途は次による。

	刑務所	職員宿舎
建築基準法	その他	共同住宅
消防法	15項	5項口

ウ 事業施設は用途上不可分な関係とする。

ただし、イ及びウについては、具体的な計画内容により島根県が最終判断を行う。

2 敷地データ

(1) インフラ整備状況

上水道	あり（給水能力は、収容開始までに約 1,500t/日の供給が可能となるよう増強される予定。受水点はⅡ工区北側に設ける。）。なお、Ⅰ工区には利用可能な地下水があるほか、旭 IC 付近に自治体が供給する工業用水（160t/日、飲用不可）があり、必要により利用可能。
下水道（污水）	事業用地に既設排水網あり。 Ⅰ工区は公共下水道（污水处理能力 400t/日）へ直接放流。ただし、公共下水道の能力を超える部分については浄化槽を設けること。 Ⅱ工区は浄化槽の整備を必要とする。
下水道（雨水）	事業用地に既設排水網あり。
ガス	液化石油ガス（LP ガス）
電話	電話会社が保安器まで配線を行う（保安器は公道に近い位置に設けること。）。 電気
	供給電圧 6kv 供給電力 Ⅰ工区 1,500kw, Ⅱ工区 2,000kw まで供給可能。

(2) 地質データ

地盤調査資料は資料参照

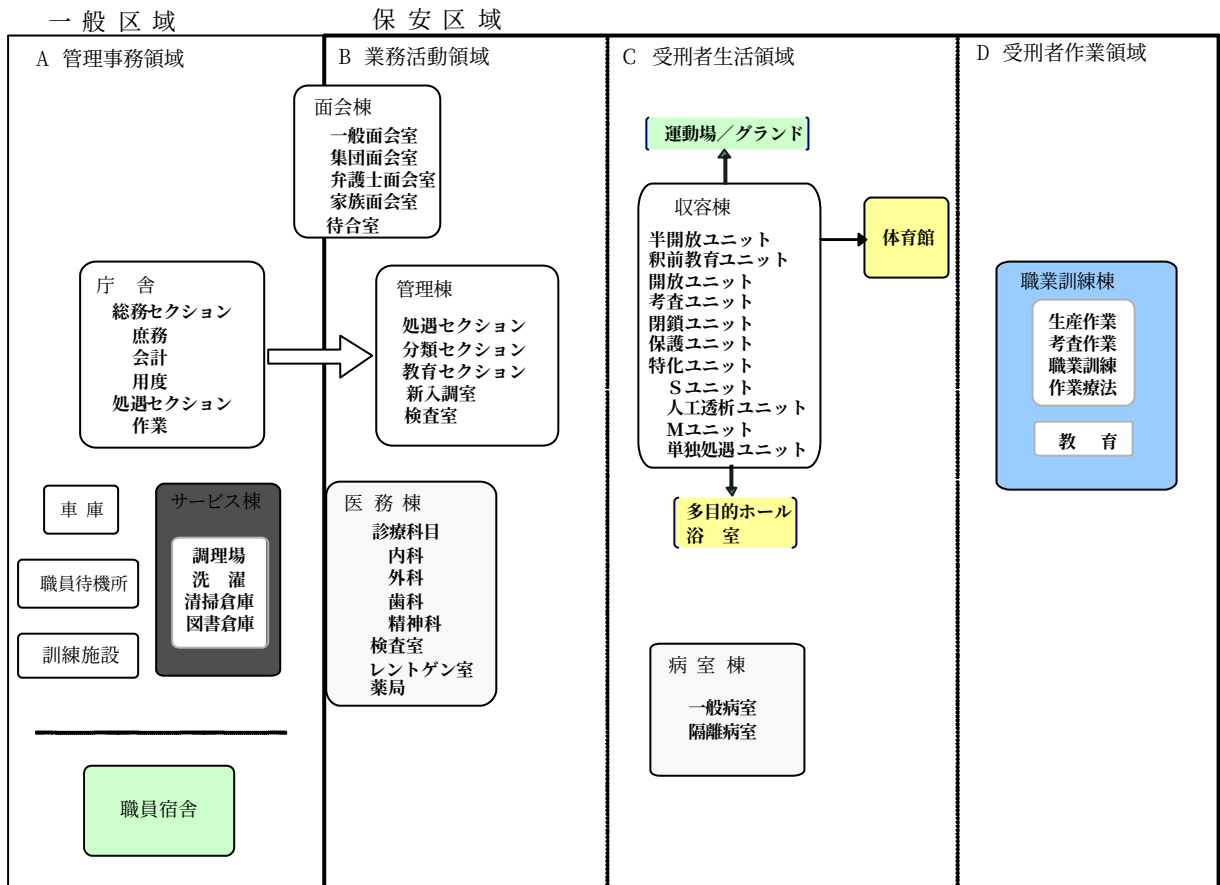
3 施設の内容

(1) 施設の機能

センターの管理領域と機能を次に示す。ここで、施設名として使用する「棟」は機能のグループを表現するものであり、建物の単位を意味するものではない。

また、これら機能の融合・分離については、自由に構成することも差し支えない。

機能模式図



A 管理事務領域

施設の玄関として、その環境にふさわしく、開かれたイメージを感じさせながら施設内部への誘導を行う。動線は一般外来との共有部分、職員専用の部分を区画し、管理棟への連絡を考慮する。

【庁舎】

総務系統セクション（庶務・会計・用度等）及び処遇系統セクションの一部（作業）の事務室等が設置される施設。

【訓練施設】

勤務に必要な護身術の習得及び柔道・剣道などの武道訓練を行うための施設。

【職員待機所】

一般区域に設置され、訓練時や緊急時に職員及び応援者が出動待機のために集合する施設。

【車庫】

刑務所の護送車、乗用車等を収納する車庫。

【職員宿舎】

職員が非常勤務に従事できるよう、刑務所の構内又はこれに近接する場所に設けられる国家公務員宿舎。

【サービス棟】

受刑者の所内生活を支える機能を集約した施設。

B 業務活動領域

面会棟は外部との接点機能を有し、庁舎からの連続性を持ったものとする。管理棟の動線は外部との接点部分を明確に区画し、受刑者の動線は専用動線とする。教育分類のセクションへの来訪者は庁舎からのアプローチができるものとする。

【面会棟】

受刑者が家族や弁護士等の来訪者と面会をする施設で、一般区域と保安区域の境に設置される。

【管理棟】

処遇系統セクション（処遇・教育・分類等）の事務室等が設置される施設。

【医務棟】

受刑者の治療・診察等に当たる医務セクションの事務室や診察室等が設置される施設。

C 受刑者生活領域

【収容棟】

受刑者の所内生活の本拠となる居室が設置される施設であり、一人部屋（単独居室）からなる「閉鎖寮」、「半開放寮」と、複数人部屋（共同居室）からなる「開放寮」が設けられる。

- ・ 共同居室内では受刑者の専有エリアを明確にする。
- ・ 半開放寮はその内部で受刑者の移動が可能とするとともに、夜間の閉鎖が可能な構造とする。
- ・ 食堂や教室としての利用や談話・余暇利用等をサポートする多目的ホールを設け、居室や職員による監視等に必要なスペースを合理的に確保する。
- ・ 外部空間の設定は、通風・採光だけでなく、生活環境の変化等にも効果的な役割をもたせる。

【多目的ホール】

受刑者が食事、談話、レクリエーション、学習等を行うスペースを処遇ユニット単位で設ける。

【浴室】

受刑者が共同入浴を行う施設。処遇ユニット内又はユニットに近接させて設ける。

【病室棟】

疾病等のある受刑者を収容する施設。管理棟との動線及び収容区域からの受刑者動線に配

慮する。

【体育館】

屋内で体操・球技など多種目の体育が可能な体育施設であり、講堂を兼ねる。ステージ、備品倉庫など必要な施設を備える。また、各種行事において合計 2,000 名の席数と室内運動に必要な高さを確保する空間をもった構造とする。

【運動場】

受刑者の運動や催し物を目的としたグラウンド。運動場には、用具倉庫、便所等の施設を設ける。

D 受刑者作業領域

【職業訓練棟】

受刑者が懲役として課される作業を通じて、職業的知識や技能を習得するとともに、勤労精神を養成する作業を行う施設。

【作業療法室】

精神・知的障害を有し社会適応訓練を要する受刑者が、作業（主として坐業）を行うための施設。Mユニットの収容棟内に設ける。

【教育棟】

受刑者に対する教育活動として、入所時及び釈放時教育、教科教育、視聴覚教育、通信教育、生活指導、篤志面接委員等による助言・指導、レクリエーション指導等の教化活動全般を施す施設。

〈各領域共通〉

【渡り廊下】

各領域を繋ぐ空間として必要なセキュリティ機能を持たせ、合理的で開放感のあるデザインとする。

(2) 想定建物面積

国がセンターを建設することとした場合の想定面積は、おおむね次の面積表に示す全体面積欄のとおりである。

なお、要求水準を満たす限り、本面積を増減することも、また、各施設の機能を共有し又は分離することも可能であり、入札参加者の提案を拘束するものではない。

想定建物面積表

領 域	施 設	床 面 積
A 管理事務領域	庁舎	2,350 m ²
	車庫	200 m ²
	訓練施設	800 m ²
	職員待機所	300 m ²
	サービス棟	3,000 m ²
	計	6,650 m ²
B 業務活動領域	面会棟	600 m ²
	管理棟	3,750 m ²
	医務棟	700 m ²
	計	5,050 m ²
C 受刑者生活領域	収容棟	37,900 m ²
	病室棟	1,900 m ²
	体育館	2,200 m ²
	計	42,000 m ²
D 受刑者作業領域	教育 職業訓練棟	18,500 m ²
	計	18,500 m ²
各領域共通	渡廊下	7,800 m ²
	計	7,800 m ²
		延べ面積
施設全体面積		80,000 m ²

職員宿舎)

A 管理事務領域	職員宿舎	● m ² (駐輪場含む)
----------	------	-----------------------------

※職員宿舎の想定建物面積等については、追って公表する。

第4 施設計画

1 施設の基本的性能

(1) 基本的性能の分類

官庁施設の基本的性能基準及び官庁施設の基本的性能に関する技術基準の各性能項目において、本施設に適用する分類を次に示す。

基本性能の分類表

大項目	中項目	小項目	各領域における施設の適用水準				
			管理事務領域	業務活動領域	受刑者生活領域	受刑者作業領域	
社会性	地域性		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	景観性		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命	すべての施設				
		適正仕様・適正処理	すべての施設				
		エコマテリアル	すべての施設				
		省エネルギー・省資源	すべての施設				
	周辺環境保全性		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	周辺環境配慮		すべての施設				
安全性	防災性	耐震	構造体	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
			建築非構造部材	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
			建築設備	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
		対火災	耐火	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
			防火	Ⅲ, Ⅳ	Ⅲ, Ⅳ	Ⅲ, Ⅳ	Ⅲ, Ⅳ
			避難安全確保	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
		耐浸水		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
		耐風	構造体	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
			建築非構造部材	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
			建築設備	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
		耐雪・耐寒	構造体	すべての施設			
			外部空間・外装及び建築設備	すべての施設			
		耐落雷		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
		常時荷重		すべての施設			
		機能維持特性		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
		防犯性		施設のセキュリティに示す。			
	機能性	利便性	移動	すべての施設			
操作			Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
バリアフリー		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ		
室内環境		音環境 光環境 熱環境 空気環境 衛生環境 振動	諸室性能に示す。				
情報化対応性 (情報設備)		設置環境	情報処理機能	Ⅱ, Ⅲ※ ¹	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
			情報交流機能	Ⅱ, —※ ¹	—	—	—
		信頼性	情報処理機能	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
			情報交流機能	Ⅱ, —※ ¹	—	—	—
		拡張性	情報処理機能	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
			情報交流機能	すべての施設			
経済性	耐用性	耐久性	構造体	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
			建築非構造部材	すべての施設			
			建築設備	すべての施設			
		フレキシビリティ		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
	保全性	作業性	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	
更新性		Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ		

※1：庁舎を除く施設

(2) 施設基本性能

施設の基本性能を次のように分類して説明する。施設計画に当たってはそれぞれの基本性能及び仕様を満足すること。

施設の性能細目

大項目	中項目	小項目
ア社会性	地域性	地域との共生
イ機能性	保安管理	1) 逃走・進入防止 2) 暴動への拡大防止 3) 不正物品授受の防止 4) アプローチ・入退室 5) 俯瞰防止 6) 監視・確認 7) 移動・動線 8) 操作性 9) 防音性 10) 汚染対策 11) 異常防止
ウ機能性	生活環境	1) 居住 2) 作業 3) 教育 4) 食事 5) 入浴 6) 運動 7) 医療・衛生 8) 移動・バリアフリー
エ経済性	耐用性	フレキシビリティ

ア 社会性

項 目	性 能
地域との共生	・建物を低層に抑え周辺への圧迫感を軽減する。 ・明るくソフトな施設計画とする。 ・収容施設であることを感じさせないよう施設の配置・外観・構造を工夫する。 ・周辺環境と調和した施設形態・色彩計画とする。 ・地域の人々に利用可能な空間を確保する。

イ 機能性〈保安管理〉

1) 逃走・進入防止

項 目	性 能
保安区域境界のセキュリティ	受刑者の逃走と不審者の進入を防止するために、必要な保安構造や保安システムを構築する。 ＜国の実施例＞ ・高さ 4.5m以上で、容易に登れない構造の外堀を設置する。 ①手、足掛かりのできない壁面とする。 ②平面的に 90 度以下の折れを作らない。 ③隅角の部分はRを取って曲面又は鈍角とする。 ・防犯線を設置し、主要箇所監視カメラを設置する。 ・直線で堀の見通しが利く（極力ジグザグさせない）。 ・外堀内の建物、工作物等から乗り越えられないよう距離を保つ。 ・内堀、建物等の取り合いで足掛かりにならない。 ※なお、外観にも十分配慮し、収容施設であることを感じさせない保安構造とすることが重要である。

	・大門は開閉時の逃走・侵入を防止するため二重化する。 又、内外からの車による襲撃・衝突を阻止できる構造とする。 ・中門等の主な出入り口は、二重扉によるエアロックとする。
面会室	・保安区域境界と同等のセキュリティを要する。 ・面会者と受刑者はお互いの顔が見え、話ができるスクリーンにより区画し、一室は防弾性を確保したスクリーンとする。（面会スクリーンは部品図集を参照） ・集団面会は、カウンター形式での面会等、面会人と受刑者の身体的接触ができる限り少なくなる構造とする。
収容室	・容易に破壊できない床・壁・天井の躯体・下地・仕上とする。 ・窓には面格子の設置、又は窓ガラスの強度を高めること等により、逃走・侵入防止の機能を確保する。 ・錠・建具・窓の面格子は部品図集を参照。
収容ユニット又は棟 (棟内管理区画を含む。)	・収容ゾーンは出入口が施錠され、棟外への逃走・棟内への侵入ができないものとする。 ・錠・建具・窓の面格子は部品図集を参照。
渡り廊下	・動線を単純化し、直線で見通しが利くように、折れ曲り・交差点・死角となる箇所を極力なくす。 ・廊下からの飛び出し、2階廊下からの飛び降りを防止する。 ①腰壁の設置 ②ネットフェンス等の設置 ・容易に屋根に登れない構造にする。
建築設備	・監視カメラ、防犯線、センサー等を設置する。 ①重警備を要する箇所（常時監視を要する箇所） ②動線の要衝 ③職員の死角となる箇所 ・非常電鈴設備を設置する。 ・マンホール蓋をボルト締めにより固定する。 ・300 径以上の配管、給排気等の開口部には中央に鉄筋を取り付け、外されないよう固定する。

2) 暴動への拡大防止

区画	・収容棟のフロア単位、職業訓練棟の工場単位等に対して、暴動の発生時に扉・シャッター等で領域の区画を可能とする。
駆け付け	・暴動発生時に管理棟から職員が駆け付けやすいよう施設配置に配慮する。 ・職員宿舎は、職員が緊急時に対応しやすい場所に配置する。
建築設備	・非常電鈴設備を設置する。

3) 不正物品授受の防止

収容室	・開閉窓には網戸等を設置する（部品図集参照）。
保安区域境界	・検身による確認を実施するための更衣室を設ける。（脱衣と着衣） ・巡回及び監視カメラの設置等により、外部からの投げ込み防止策を講じる。

4) アプローチ・入退室

第 4. 2. イ 諸室のセキュリティ表（立入りに関する制限）を参照

5) 俯瞰防止

上空からの撮影	・受刑者の人権への配慮の観点から、護送車から面会・新人・医務・病室棟に入る部分が俯瞰されないよう配慮する。
周辺建物からの俯瞰	・施設配置の工夫、窓の目隠し、又は樹木による目隠しの設置などにより、周辺建物から刑務所内部が俯瞰されることのないよう配慮する。

地形上の配慮	・施設配置の工夫、窓の目隠し、又は樹木による目隠しの設置などにより、周辺丘陵地や、起伏のある敷地から刑務所内部が俯瞰されることのないよう配慮する。
運動場	・俯瞰されにくい位置への配置、又は俯瞰されないよう目隠しを設置する。
保安区域内からの俯瞰	・庁舎及び管理棟内部が受刑者から俯瞰されることのない平面計画とする。

6) 監視・確認

きめ細かな処遇への対応	・受刑者の収容形態に応じた居室の設置 (形態：閉鎖及び半開放の単独室、開放共同室、保護室) ・単独室及び共同室のモジュール統一による収容棟の柔軟な管理運営を図る(上下階での共同・単独室の設置)。 ・ユニット間の動線が交錯しないラインの設定を図る。
少ない職員での効率的な管理	・職員配置を少なくする配置計画・平面計画とする。 ①死角の解消 ②ガラス等の間仕切による同時監視 ・受刑者の生活領域の縮小、拡大が可能な配置計画とする。 ・夜間・休日に少ない職員で対応できる施設計画とする。 ①収容棟内への多目的ホールの設置 ②管理の容易な広場の配置 ・監視卓からの監視を容易にするよう収容室を配置する。 ・機能の集約化による職員負担の軽減を図る。 ①受刑者の動線の集約化 ②収容室扉の多機能化 (スピーカー・スイッチ(室内に設置)、視察窓、食器口、給気ガラリ等部品図集参照) ③セルコールの設置(呼出し押しボタン及び表示) ・電子化によるサポートを図る。 ①電子タグ等による受刑者の位置情報の把握及びゲート管理 ②監視卓及び中央監視卓から収容室や出入口扉の錠の遠隔操作
職員の連携の確保	・中央監視卓及び監視卓への情報の集約化を図る。 ・収容ユニットごとに監視卓間の連携の強化を図れる動線を確保する。
状況確認の容易性	・死角が少ない計画とする。(柱型による凹凸、デッドスペース等を極力なくす。) ・保安区域内外及び建物周りの巡警路の動線を短縮化できる建物配置とする。
建築設備	・暗がりのできない照明計画とする。 ・収容棟における照度調整を図る。(収容室を廊下より明るくすることにより、室内の確認を容易にする。) ・中央監視卓における監視カメラによる遠隔監視・確認を行う。 ・面会室(ただし、一般面会室のうち1室及び家族面会室を除く。)、第2種単独室、第3種単独室、第4種単独室、保護室は、その使用中、中央監視卓における記録(録音・録画)を行う。 ・監視卓と中央監視卓による2重のチェック・記録の保存を行う。 ・職員が携帯可能な内線通信システム(PHS 利用等)による連絡体制の強化を行う。

7) 移動・動線

渡り廊下	・集団の移動を円滑にする幅3m程度を確保する。 (移動1グループ最大60人程度) ・段差がなく見通しが利く。 ・日射・風雨・雪・落下物からの通行者の保護を図る。
経路	・敷地及び施設の主な出入口を容易に見付けられ、誘導できる。 ・室及び空間を結ぶ出入口、階段、エレベータ等が容易に見つけられ、行き先別に見分けることができる。
動線	<異種動線の交錯> ・車寄せ及び外構は、原則として人と車の動線の交錯がない。 ・面会者と受刑者は、動線の交錯がない。 ・製品・材料の搬出入動線等と受刑者の動線は、交錯しないことを原則とする。

	<動線の短縮> ・管理ゾーンから各収容ユニットへの動線の短縮を図る。 ・収容棟・職業訓練棟間の動線の短縮を図る。
スペース・寸法等	・利用形態，利用者数等に応じて十分なスペースを確保する。 ・廊下，階段及び斜路等の寸法・幅員・勾配等は，想定される利用形態及び利用者数等に応じた寸法を確保する。
仕上げ，ディテール等	・転倒，転落等の事故防止を図る。 ・通行に支障を及ぼす突出物がない。
サイン	・視認性に優れている。 ・保安区域では保安面・安全面でのサインが確実に注意喚起される。
搬送設備	・建物規模・用途・利用形態等に応じて，適切な機種・構造・速度・台数及び速度制御方式，運転操作方式とする。
駐車場	・斜路勾配・車路寸法・駐車スペース等の各部構造が，関係法令に適合する。 ・車輛が円滑に回転できるように車輛の回転軌跡に応じたスペースを確保する。 ・来訪者と職員用の駐車場は分離又は区画して設置する。

8) 操作性

建具等の可動部分	・職員のみが操作できる建具・操作ボタン等については，他の者により操作されないような措置をする。
防火シャッター及び排煙装置	・緊急時に容易に操作できる。 ・通常時は誤作動によって事故が発生しないよう安全性を確保する。

9) 防音性

遮音性・吸音性等	・一般面会室・面接室・調室は話し声が隣接する部屋に聞こえない。 ・その他の居室は話し声が隣接する部屋にいる人に影響を与えない。 <保護室，第3・4種単独室> ・大声を出し，又は物・扉・窓等を叩くなどしても，周辺に影響を与えない。 ・収容棟内の第3種単独室は，前室を設けて他に音が漏れないようにする。 ・病室棟内の第4種単独室は，前室を設けて簡単なカウンセリングができるようし，かつ他に声が漏れないようににする。
----------	---

10) 汚染対策

汚染対策	<保護室> ・汚れにくく，洗いやすい床・壁・天井の仕上材を採用する。 ・突合せ等の目地を極力使わない。また，使う場合は塗装等により目地を覆う。 ・空調の給排気口に対して汚染への対応を行う。 ・設備機器のゴムパッキンにより室内水洗いのための防水を行う。 ・受刑者用シャワー室や居室を洗浄するための水栓・S K等を併設する。
------	---

11) 異常防止

破壊防止	<収容居室> ・受刑者により容易に破壊されない仕上げ・ディテールとする。 ・容易に破壊されない建具とする。 ・原則として，露出配管・配線を行わない。 ・天井機器に容易に手が届かないようにする。 ・容易に破壊されない，取り外されない機器を設置する。 <保護室，第3・4種単独室> ・操作器具を室内に設置しない（保護室のみ）。 ・ステンレス製の手洗器・便器を用いる。
通謀防止	・収容棟間・職業訓練棟間に対し，適切な隣棟間隔等を確保する。

放火・失火防止	<火気の管理> ・火気の使用は職員の指示に従う。 <可燃物の管理> ・製品・材料等の可燃物の保管場所への入退室は職員の帯同による。
自殺・自傷防止	<収容居室> 受刑者の飛び降り防止 ・飛び降りの可能な2階以上の部分は面格子フェンス等を設置し、対策を講じる。 ・階段の昇り切った踊り場等、飛び降りの可能な場所には水平又は垂直ネットフェンス等を設置する。 <第2種単独室> ・露出配管・配線をなくす。 ・突起部分をなくす。 ・紐掛けりをなくす。 <保護室、第3・4種単独室> ・木製等の比較的柔らかい壁仕上材を採用する。 ・什器・備品は設置しない（保護室のみ）。 ・露出配管・配線をなくす。 ・突起部分をなくす。 ・紐掛けりをなくす。 ・床埋込便器・手洗器を採用する（保護室のみ）。 ・部材・機器等が容易に取り外しできない。

ウ 機能性〈生活環境〉

1) 居住

建物環境	・各棟ごとに適切な隣棟間隔を確保し、日照・通風を確保する。 ・各棟に生活に潤いを与える広場等の外部空間を確保するとともに、収容ユニット又はフロアごとにも同様の空間を確保する。 ・収容棟を中廊下とした場合は廊下の通風・採光に配慮する。				
居室環境	収容室の環境は下表による。				
	収容室の環境条件表				
	居室	採光	換気	眺望	冷暖房
	単 独 室 第 2 種単独室 共 同 室	自然採光の確保 (※1)	自然換気 (※2)	眺望の確保	暖房の設置
	病 室	自然採光の確保 (※1)	自然換気 (※2)	眺望の確保	冷暖房の設置
	第 3 種単独室 第 4 種単独室	自然採光の確保 (※1)	機械換気	眺望の確保 ブラインド操作)	冷暖房の設置
	保 護 室	自然採光の確保 (※1)	機械換気	眺望の確保 ブラインド操作)	冷暖房の設置 床暖房の設置
	※1 :床面積の1/7の有効面積を確保 ※2 :床面積の1/20以上の有効面積を確保				
	なお、俯瞰防止のためにやむを得ず窓に目隠しを設置する場合であっても通風・採光等を確保する。				
シックハウス対策	・使用建築材料及び換気等については各自治体の定める条例・指導等に従う。				

2) 作業

作業環境	・労働安全衛生法に適合した計画とする。 ・通風・採光の確保等、受刑者が快適に作業できる環境を確保する。 ・職業訓練棟には生活に潤いを与える広場等の外部空間を併設する。なお、外部空間は収容棟に隣接させる広場等との兼用が可能である。
------	--

配置	・居室（収容棟）と 作業（職業訓練棟）は分離し、適切な隣棟間隔を確保する。 ・居室ゾーンに振動・騒音・臭気等の影響を及ぼさない。
----	---

3) 教育

教育環境	・各教育の内容に合ったスペースが確保され、教室としての居室環境を確保する。 ・職業訓練棟の食堂は教室として利用することができる。 ・収容棟の多目的ホールについても学習できる環境を確保する。 ・収容居室内でも個人で学習できる環境を確保する。
------	--

4) 食事

受刑者の食事形態	原則として、受刑者の朝食・夕食は収容室又は収容棟の多目的ホールで行い、昼食は職業訓練棟の食堂で行う。また単独室（閉鎖）の受刑者の食事は3食とも収容室で行う場合もある。病室では3食とも病室で行う。 ・配膳のルートを確認する。 ・収容棟の各フロアに配膳車スペースを確保する。 ・収容室の食器口は部品図集参照。
調理場	構内に調理場を設置する場合は、次の要件を満足すること。 ①収容棟、職業訓練棟への配膳を考慮した施設配置とすること。 ②「大量調理施設衛生マニュアル」に基づく衛生管理を行うこと

5) 入浴

浴室	・入浴形態（人数・時間）に合わせた浴槽及びカランを設置する。 ・清掃性や保守管理性に十分配慮する。 ・浴室は衛生面での対応を十分に講じる。
設備	・湿気の排除と湯気による視界不良を考慮した十分な換気風量による換気設備とする。（監視機能の確保） ・安定した温度・圧力及び十分な湯量を確保できる給湯設備とする。 ・適切な水質、温度を保てる浄化設備とする。 ・円滑な排水性能を確保する。 ・必要に応じて入浴の介助に必要な設備を設ける。

6) 運動

運動場	共同運動場（グラウンド）と、単独室（閉鎖）の受刑者のための専用運動場（単独運動場）を確保する。 ・運動会等の行事ができるグラウンドを確保する。 ・用具倉庫を設置する。 ・グラウンドには屋内トイレを設置する。 ・単独運動場は単独室に併設し、相互の単独運動場は分画する。 ・単独運動場はラジオ体操等、簡易な運動が可能なスペースを確保する。 ・M ユニット、S ユニットには、近接して、心身の治療に資するスペース（日光浴ができる遊歩道等）を設ける。
体育館（講堂）	・体育館はバレーボールやバドミントン、程度の運動が可能な設備とする。 ・合計 2000 人を収容して行事を可能とするスペースを確保する。 ・出入口を複数設置する。 ・アリーナにはステージを併設し、行事にも使用できる。 ・慰問等の来訪者に対する控室を設置する。

7) 医療・衛生

医療環境	・医療法に適合した設備・構造とする。 ・医務棟は、受刑者の診療に支障が無い範囲で、受刑者以外の者の診療を行うことが可能な配置、構造とし、受刑者と受刑者以外の受診者の動線が交錯しないようにする。 ・病室配置を中廊下形式とした場合は、廊下の通風・採光に配慮する。
衛生環境	・浴室は衛生面での対応を十分に講じる。

8) 移動・バリアフリー

渡り廊下	・収容棟，職業訓練場の往復時間における受刑者の気分転換となる空間づくりに配慮する。
サイン（案内表示）	・案内表示が見やすく理解しやすい。 ・動線の要に設けられている案内表示が，すべての人にとって見やすく理解しやすい。
バリアフリー	・出入口・廊下・階段・エレベータ・便所，及び駐車場，敷地内の通路のうち頻繁に利用する部分に配慮する。 ・庁舎，管理棟，面会棟はハートビル法に定める基礎的基準を満たすものとする。または自治体の定める条例等に従う。 ・保安区域はバリアフリー化に配慮するものとし，少なくともSユニットの受刑者動線（面会棟，医務棟等共用部分を含む。）については，バリアフリー化すること。

エ 経済性〈耐用性〉

フレキシビリティ

フレキシビリティ	・軽微な利用形態の変更，部分的な室用途の変更等に柔軟に対応できる。 ・職業訓練棟の訓練課目の変更に対応できる。
処遇の変化への柔軟な対応	・収容棟のエリア，フロア及び棟単位等でセキュリティの区画が形成できる。

（注）なお，表中の部品図集は第1編2基準等〈参照基準〉に示す「法務省大臣官房施設課」の図面集をいう。「部品図集」は本施設に特有な，又は特殊な部品について参照しているものであり，事業者は十分な理解の下，計画を実施するものとする。

2 施設のセキュリティ

(1) セキュリティの基本的な考え方

施設のセキュリティは、受刑者に対する適正な刑の執行と改善更生・社会復帰のための処遇を目的とした「適正な収容状態」を維持する保安環境を確保するものである。

セキュリティの原単位は、収容居室を中心とした一定数の集団からなる受刑者生活ユニットとする。生活ユニットの集合体（受刑者生活領域）、受刑者の活動領域である職業訓練とサービス活動領域（受刑者活動領域）及び業務活動領域を包含し、保安区域とする。

(2) 諸室の使用時間帯とセキュリティ

本施設の保安性、執務性及び居住性を勘案して、諸室のセキュリティを構築するものとする。参考として、各室の利用時間帯及びセキュリティの考え方を次に示す。

表中凡例

ア 諸室の使用時間凡例

	通常勤務時間帯
	勤務時間外の平均的な執務時間帯
	受刑者の在室時間等

イ 立入りに関する制限

I	国の職員の許可を受けた者が出入り可能
II	国の職員の帯同により出入りが可能
III	国及び PFI 事業者の職員のみが出入り可能
IV	センター長に許可された国及び PFI 事業者の職員のみが出入り可能

ウ 巡回警備

	巡回による室内確認
---	-----------

エ 建具（扉、錠、窓）

セキュリティ上必要とされる建具の符号を示す。表示されていないものについては、汎用建具を使用する。なお、既存の刑務所において使用する建具については、「矯正施設用指定部品図集（平成 17 年版）」（法務省大臣官房施設課）に示しており、これらの建具と同様の性能を有するもの（保安性・執務性等を確保できるもの）を使用する。

オ セキュリティ設備

防犯カメラ、非常電鈴設備等の有無については第 2 編第 4 5 「建築設備性能」を参照のこと。

諸室の使用時間帯とセキュリティ表

庁 舎

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 参考)																								立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																												扉	錠	窓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
																														SDK-	KL-		SWK	AWK																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
一般来訪者は入庁前に記名・所持品確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
エントランスホール																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								</

職員待機所 ※待機所は、必要に応じ使用する。

	常時在 室人員	勤務時間等 参考)																								立入 入に 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			扉 SDK-	錠 KL-	窓 SWK AWK		
	(人)																															
洋 室																											I					
和 室																											I					
食 堂																											I					
脱衣・浴室																											I					
男子便所																											I					
女子便所																											I					
通路・ホール																											I					

訓練施設 ※訓練施設は、必要に応じ使用する。

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 参考)																								立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)					その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			扉 錠 窓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
																												SDK-	KL-	窓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																														SWK	AWK																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

サービス棟

		常時在 室人員 (人)	勤務時間等 参考)																							立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)					その他
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			23	扉 SDK-	錠 KL-	窓		
																															SWK	AWK	
調理場	厨 房																																
	倉 庫																																
	食 堂																																
	更衣室																																
	脱衣室																																
	浴 室																																
	便 所																																
	機械室																																
通路																																	
洗濯	洗濯室																																
	補綴室																																
	綿打室																																
	被服倉庫																																
	布団倉庫																																
	食 堂																																
	更衣室																																
	便 所																																
通路																																	
その他倉庫	清掃倉庫																																
	図書倉庫																																
	通路																																

注) 保安区域内に設置する場合は、受刑者が自由に出入りできないよう錠を設置する。

面会棟

※ 面会棟は休日の利用もある。

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 参考)																								立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)					その他
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			扉	錠	窓			
																														SWK	AWK		
		面会者は入庁前に記名・所持品確認																															
面会事務室																																	
一般面会室																																	
集団面会室																																	
家族面会室																																	
受刑者控室																																	
一般待合室																																	
弁護士待合室																																	
男子便所																																	
女子便所																																	
多目的便所																																	
受刑者廊下																																	
面会者廊下																																	
ホール																																	

管理棟

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 (参考)																								立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
																												扉 SDK-	錠 KL-	窓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
																														SWK	AWK																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
処遇部長室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</

医務棟

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 参考)																								立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			扉 SDK-	錠 KL-	窓		
																														SWK	AWK	
医務部長室	1																										I					
医務課事務室	12																										III					
医務倉庫																											I					
内科・外科診察室																											I					
歯科治療室																											I					
精神科治療室																											I					
検査室																											I					
待合室																											I	○				
薬局・薬品庫																											IV					
薬品庫																											IV					
レントゲン室																											I					
暗室																											IV					
男子更衣室																											III					
女子更衣室																											III					
男子便所																											III					
女子便所																											III					
機械室																											III					
通路																											I	○				
霊安室																											I					

収容棟	※ 単独浴室・共同浴室は休日の利用もある。
-----	-----------------------

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 (参考)																								立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)					その他
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			扉 SDK-	錠 KL-	窓			
																														SWK	AWK		
① 半開放ユニット	単独室																									I	○	415	2D		411A		
	配膳車スペース																									I							
	多目的ホール																									I							
	調室																									II			3D				
	共同便所																									I							
	脱衣 共同浴室																									I	○						
	倉庫																									III							
	機械室																									III							
	廊下																									I	○	改161	5A				
② 駅前教育ユニット	単独室																									I	○	415	2D		411A		
	配膳車スペース																									I							
	多目的ホール																									I							
	調室																									II			3D				
	共同便所																									I							
	脱衣 共同浴室																									I	○						
	倉庫																									III							
	機械室																									III							
	廊下																									I	○	改161	5A				
③ Sユニット (特化ユニット)	単独室																									I	○	415	2D		411A		
	配膳車スペース																									I							
	多目的ホール																									I							
	調室																									II			3D				
	共同便所																									I							
	単独浴室																									I							
	脱衣 共同浴室																									II							
	倉庫																									III							
	機械室																									III							
廊下																									I	○	改161	5A					
④ 人工透析ユニット (特化ユニット)	単独室																									I	○	415	2D		411A		
	配膳車スペース																									I							
	多目的ホール																									I							
	調室																									II			3D				
	共同便所																									I							
	単独浴室																									I							
	倉庫																									III							
	機械室																									III							
	廊下																									I	○	改161	5A				

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 (参考)																						立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他			
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			22	23	扉 SDK-	錠 KL-		窓		
																															SWK	AWK	
Mユニットの受刑者は、工場にでる者と居室にいる者の2通りある。																																	
⑤ M ユニット 特化 ユニット	単独室 (養護工場に出る)				平日																						I	○	415	2D		411A	
	単独室 (居室にいる)				平日																						I	○	411	2D		413	
	第2種単独室				平日																						I	○	121	2A			3種単独室は必要に応じ利用する
	第3種単独室																									I	○						
	配膳車スペース																									I							
	多目的ホール																									I							
	調室																									II			3D				
	共同便所																									I							
	単独浴室																									I							
	脱衣 共同浴室																									II							
	調髪室																									II							
	作業療法室																									I	○		5A				
	倉庫																									III							
機械室																									III								
廊下																									I	○	改161	5A					
⑥ 開 放 ユ ニ ツ ト 1	共同室				平日																					I	○						
	配膳車スペース																									I							
	多目的ホール																									I							
	共同便所																									I							
	脱衣 共同浴室																									I	○						
	倉庫																									III							
	廊下																								I	○							
	機械室																								III								
⑦ 開 放 ユ ニ ツ ト 2	共同室				平日																					I	○						
	配膳車スペース																									I							
	多目的ホール																									I							
	共同便所																									I							
	脱衣 共同浴室																									I	○						
	倉庫																									III							
	廊下																								I	○							
	機械室																								III								
考査ユニットの受刑者は、工場にでる者と居室にいる者の2通りある。																																	
⑧ 考 査 ユ ニ ツ ト	単独室 (考査工場に出る)				平日																					I	○	415	2D		411A		
	単独室 (居室にいる)				平日																					I	○	415	2D		411A		
	配膳車スペース																									I							
	多目的ホール																									I							
	調室																									II			3D				
	単独浴室																									I							
	脱衣 共同浴室																									II							
	調髪室																									II							
	倉庫																									III							
	機械室																									III							
	廊下																									I	○	改161	5A				
	単独運動場																									I						単独運動場は必要に応じ利用する	

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 参考)																						立入に 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他		
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			22	23	扉 SDK-	錠 KL-		窓	
																															SWK	AWK
⑨ 単独処遇ユニット (特化ユニット)																																
	単独室			平日																						I	○	415	2D		411A	
				休日																					I	○	121	2A			3種単独室は必要に応じ利用する	
	第3種単独室																								I	○	121	2A				
	配膳車スペース																								I							
	調室																								II			3D				
	単独浴室																								I							
	調髪室																								II							
	倉庫																								III							
機械室																								III								
廊下																								I	○	改161	5A					
単独運動場																								I							単独運動場は必要に応じ利用する	
⑩ 閉鎖ユニット																																
	単独室			平日																					I	○	415	2D		411A		
				休日																					I	○	411	2D		413		
	第2種単独室			平日																					I	○	411	2D		413		
				休日																					I	○	121	2A			3種単独室は必要に応じ利用する	
	第3種単独室																								I	○	121	2A				
	配膳車スペース																							I								
	調室																								II			3D				
	単独浴室																								I							
	調髪室																								II							
倉庫																								III								
機械室																								III								
廊下																								I	○	改161	5A					
単独運動場																								I							単独運動場は必要に応じ利用する	
⑪ 保護ユニット																																
	保護室																								I	○	121	2A				
	シャワー室																								I	○						
	リネン室																								III							
廊下																								I	○	改161	5A					

注) 休 休日を示す。

病室棟

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 参考)																						立入に 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他		
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			22	23	扉 SDK-	錠 KL-		窓	
																															SWK	AWK
① 一般 病室																																
	単独病室																									I	○	415	2D		411A	
	透析室																									I	○	422	2D			
	第4種単独室																									I	○	121	2A			4種単独室は必要に応じ利用する
	単独浴室																									I						
	配膳車スペース																									I						
	布団消毒室																									I						
	倉庫																									III						
機械室																									III							
廊下																									I		改161	5A				
② 隔離 病室																																
	単独病室																									I	○	415	2D		411A	
	単独浴室																									I						
	配膳車スペース																									I						
	布団消毒室																									I						
	倉庫																									III						
	機械室																									III						
廊下																									I		改161	5A				

※ 透析室及び浴室は休日の利用もある。

体育館

※体育館は,必要に応じ使用し、標準的な運動の時間は8:00~16:30とする。また休日の使用もある。

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 参考)																								立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			扉 SDK-	錠 KL-	窓		
																														SWK	AWK	
アリーナ																										I	○					
ステージ																											I					
控 室																											III					
放送室																											III					
器材倉庫																											III					
ギャラリー 倉庫																											III					
エントランスホール																											I	○				
便 所																											I					
機械室																											III					
通 路																											I					

注) 受刑者が自由に出入りできないよう錠を設置する。

グラウンド

※グラウンドは,必要に応じ使用し、標準的な運動の時間は8:00~16:30とする。また休日の利用もある。

職業訓練棟

		常時在 室人員 人	勤務時間等 参考)																								立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			扉 SDK-	錠 KL-	窓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																															SWK	AWK																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
生産作業	作業室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

教 育 棟 ※教育棟は休日の使用もある。

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 参考)																								立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			扉 SDK-	錠 KL-	窓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
																														SWK	AWK																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
教 室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

倉庫棟

	常時在 室人員 (人)	勤務時間等 参考)																								立入りに 関する 制限 凡例	巡回 確認 有無	建具(内部)				その他
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			扉 SDK-	錠 KL-	窓		
																														SWK	AWK	
倉 庫																																

注) 保安区域内に設置する場合は、受刑者が自由に出入りできないよう錠を設置する。

3 建築性能

(1) 各室性能

諸室性能 建築

注1: 基本的性能は「官庁施設の基本的性能」機能性に関する性能の分類による。

注2: 事業者は、原則としてここに示す面積・室数を最低限確保するものとする。ただし、部屋を分離・統合して代替機能を確保するなど、運営に支障を来さない合理的理由がある場合は、この限りではない。この場合、廊下面積と室面積とは区分して確保する。また、面積・室数が記載されていないものは、事業者の計画提案とする。

注3: 備考（参考図）は第4編資料参考図(国が実施している収容室例)を示す。

建築性能表

施設名	室名	面積 ㎡	室数 箇所	室の性能	基本的性能					備考
					音環境	光環境	熱環境	空気環境	振動	
庁舎										
	エントランスホール	70	1	職員・来訪者の玄関。吹抜け空間等による開放性を持たせる。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	センター長室	72	1	応接セットを設ける。	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	
	総務部長室	40	1	応接セットを設ける。	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	調査官室	40	1	応接セットを設ける。	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	事務室 庶務(117㎡) 会計(126㎡) 用度(180㎡) 作業(270㎡)	693	1	各セクションの事務室は統合して1室として構わない。OAフロアーによる情報設備の対応を可能とする。外来用受付窓口を設ける。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	応接室	10	2		Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	大会議室	250	1	各セクションからの動線を考慮する。	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	
	小会議室	100	1							
	会議室倉庫	46	1	会議用の椅子・テーブル等の収容。	—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	男子更衣室	15	1		Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	—	
	女子更衣室	15	1							
	リフレッシュコーナー	6	—	椅子のみで5名程度。室とした場合は中が見えるようにし、コーナーとした場合は声が他に響かないようにする。各階に設ける。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	宿直室	10	2	シングル個室(ユニットバス付)を2室以上設ける。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	
	湯沸室	10	2		Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	男子便所	—	—	職員及び来訪者の人数に応じて適切に設ける。ただし、各階に1箇所以上、男女別に設ける。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	女子便所	—	—							
	多目的便所	—	1							
	食堂	180	1	来訪者の利用を可能とする。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	
	売店	15	1	来訪者の利用を可能とする。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	広報展示室	30	1		Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	機械室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	通路・階段	—	—	エレベーターを設ける（2階建以上の場合。）。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
職員待機所				24時間緊急執務の対応。						
	洋室	10	8	シングルの個室(ユニットバス付)。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	
	和室	23	1	8～10畳の部屋。踏込・押入れ付き。						
	食堂	35	1		Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	
	脱衣・浴室	20	1		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	男子便所	—	—	利用者数に応じて適切に設ける。ただし、各階に1箇所以上、男女別に設ける。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	女子便所	—	—							
	通路・ホール	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
訓練施設				市民への開放も可能な機能を有する。						
	柔道場	290	1	柔道場1面。ただし「公式サイズ」の必要はない。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	—	
	剣道場	240	1	剣道場1面。ただし「公式サイズ」の必要はない。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	—	
	倉庫(柔道)	35	1		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	倉庫(剣道)	30	1							
	男子更衣室	25	1		Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	—	
	女子更衣室	25	1							
	男子シャワー室	11	1		Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	—	
	女子シャワー室	11	1							
	男子便所	—	—	利用者数に応じて適切に設ける。ただし、各階に1箇所以上、男女別に設ける。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	—	
	女子便所	—	—							
	通路・ホール	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	

建築性能表

施設名	室 名	面積 ㎡	室数 箇所	室の性能	基本的性能					備考
					音環境	光環境	熱環境	空気 環境	振動	
サービス棟	本棟の諸室の構成・規模・性能は、運営業務として事業者の計画によるものであるが、国が実施する場合の諸室構成を参考として示す。									
	① 調理場									
	厨 房	—	—		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	倉 庫	—	—		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	食 堂	—	—		Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	更衣室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	脱衣・浴室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	便 所	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	機械室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	通 路	—	—		Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	② 洗 濯									
	洗濯室	—	—		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	補綴室	—	—		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	綿打室	—	—		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	被服倉庫	—	—		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	布団倉庫	—	—		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	食 堂	—	—		Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	更衣室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	便 所	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	通 路	—	—		Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	③ その他倉庫			倉庫棟に併設しても構わない。						
	図書倉庫	—	—		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	清掃倉庫	—	—		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	通 路	—	—							
面会棟	面会事務室	20	1		Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	一般面会室	8	10	受刑者と面会人の間に遮へい板(スクリーン)を設ける。少なくとも1室は、防弾スクリーンとする。	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	集団面会室	40	1	カウンター方式での面会とする。机と椅子を固定。面会人と受刑者が接触しにくい構造とする。物のやり取りを行いにくい構造とする。隣席との間に間仕切りを設けるなど会話しやすい構造とする。	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	家族面会室	12	2	遮へい板(スクリーン)を設けない。	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	受刑者控室	20	1	便所を併設する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	一般待合室	45	1	ホールにコーナーとして設けることもできる。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	弁護士待合室	8	2		Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	男子便所	—	—	外来用。来訪者の人数に応じて適切に設ける。ただし、各階に1箇所以上、男女別に設ける。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	—	
	女子便所	—	—							
	多目的便所	—	1							
	受刑者廊下	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	面会者廊下	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
ホール	—	—								
管理棟				収容棟への駆け付け動線に配慮する。						
	処遇部長室	40	1	応接セットを設ける。	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	企画部長室	40	1	応接セットを設ける。	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	事務室	422㎡ 144㎡ 126㎡	1	各セクションの事務室は統合して1室として差し支えない。OA707-による情報設備の対応を可能とする。処遇セクションの一角に武器倉庫を設ける。武器倉庫では武器と弾薬を分けて保管できるようにする。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	処遇									
	分類									
	教育									
	会議室	180	1		Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	会議室倉庫	25	1	会議用の椅子・テーブル等の収容。	—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	職員休憩室	160	1	収容棟からの効率的な動線に配慮する。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	リフレッシュコーナ	6	—	椅子のみで5名程度。室とした場合は中が見えるようにし、コーナーとした場合は声が他に響かないようにする。各階に設ける。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	面接室	8	4	机と受刑者の椅子を固定する。	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	新入調室	40	1		Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	入退所準備室	10	1		Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	個人検査室	10	4	机と受刑者の椅子を固定する。	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	男女更衣室	70	1	男女職員を分隔する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	職員点検ホール	120	1	各セクション及び収容棟への通路の動線に配慮する。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	幹部仮眠室	12	2	シングル個室(ユニットバス付)とする。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	
	仮眠室	11	20	クイン個室(ユニットバス付)とする。						
	湯沸室	10	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	男女便所	—	—	職員の人数に応じて適切に設ける。ただし、各階に1箇所以上、男女別に設ける。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	多目的便所	—	1							
	機械室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
通路・階段	—	—	エレベーターを設ける(2階建以上の場合。)	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ		

建築性能表

施設名	室 名	面積 ㎡	室数 箇所	室の性能	基本的性能					備考
					音環境	光環境	熱環境	空気 環境	振動	
医務棟										
	医務部長室	40	1	応接セットを設ける。	I	II	II	I	II	
	医務事務室	172	1	各セッションの執務連携を考慮した配慮とする。OA707-による情報設備の対応を可能とする。	II	II	II	I	II	
	医務倉庫	20	1		—	III	III	II	—	
	内科・外科診察室	28	—	診察室は2室に分けても可。小人数の待合コーナーを共用で確保する。	II	II	II	I	II	
	歯科治療室	14	1	歯科X線装置を設置できる区画を設ける。						
	精神科治療室	14	1	カンセリングの音が他に漏れない構造とする。						
	検査室	10	1		II	II	II	I	II	
	待合室	24	1	便所を併設する。	II	II	II	I	II	
	薬局・薬品庫	40	1		II	II	II	I	II	
	レントゲン室	49	1	X線装置を設置できる区画とする。	II	II	II	I	II	
	暗 室	7	1		—	II	II	II	II	
	男子更衣室	5	1		III	III	II	II	II	
	女子更衣室	5	1							
	男子便所	—	—	職員及び診療外来利用者の人数に応じて適切に設ける。ただし、各階に1箇所以上、男女別に設ける。	III	III	II	II	II	
	女子便所	—	—							
	機械室	—	—		III	III	III	II	—	
	通 路	—	—	ベッド搬送用エレベーターを設ける（2階建以上の場合。）。必要により身障者用手摺りを設ける。	II	III	II	I	II	
	霊安室	14	1	別棟とするなど、教誨の声が他に響かないようにする。	III	III	III	II	—	
収容棟										
	①半開放ユニット									
	収容単位（人） ユニット数	60 20	58 5							
	<ユニット構成>	面積	室数							
	単独室	7.5	60	室内にベッド、便所及び手洗いを設置する。	*	*	*	*	I	参考図>
	配膳車スペース	—	1	ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する（廊下で配膳を行わない。）。	II	II	II	I	II	
	多目的ホール	90	1	本棚及び机と椅子を設置、各室からの動線（パーティション等）による利便性を考慮する。	II	II	II	I	II	
	調 室	7.5	1	机と受刑者の椅子を固定する。	II	III	II	II	II	
	共同便所	—	1	多目的ホールに近接。職員用及び受刑者用を各1箇所以上設ける。受刑者用は、監視卓からの視察が容易な配置・構造とする。	III	III	III	II	II	
	脱衣・共同浴室	79	1	カランの間隔は70cm以上とする。入浴単位は最低30名とする。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	III	III	III	II	II	
	倉 庫	—	—		—	III	III	II	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。監視卓は容易に破壊されない部材で区画する。監視卓を設ける区画は、職員の執務に適切なスペースを確保する。	II	III	II	I	II	
	機械室	—	—		III	III	III	II	—	
②釈放前教育ユニット										
	収容単位（人） ユニット数	50 1		※釈放前教育の過程で半開放処遇を行うユニット。						
	<ユニット構成>	面積	室数							
	単独室	7.5	50	室内にベッド、便所及び手洗いを設置する。	*	*	*	*	I	参考図>
	配膳車スペース	—	1	ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する（廊下で配膳を行わない。）。	II	II	II	I	II	
	多目的ホール	75	1	本棚及び机と椅子を設置、各室からの動線（パーティション等）による利便性を考慮する。	II	II	II	I	II	
	共同便所	—	1	多目的ホールに近接。職員用及び受刑者用を各1箇所以上設ける。受刑者用は、監視卓からの視察が容易な配置・構造とする。	III	III	III	II	II	
	脱衣・共同浴室	45	1	カランの間隔は70cm以上とする。入浴単位は最低10名とする。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	III	III	III	II	II	
	倉 庫	—	—		—	III	III	II	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。監視卓は容易に破壊されない部材で区画する。監視卓を設ける区画は、職員の執務に適切なスペースを確保する。	II	III	II	I	II	
③Sユニット 特化ユニット										
	収容単位（人） ユニット数	50 2		※身体障害を有し養護的処遇を必要とする受刑者（高齢者を含む。）のユニット。						
	<ユニット構成>	面積	室数							
	単独室	7.5	50	室内にベッド、便所及び手洗いを設置する。	*	*	*	*	I	参考図>
	配膳車スペース	—	1	ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する（廊下で配膳を行わない。）。	II	II	II	I	II	
	多目的ホール	75	1	本棚及び机と椅子を設置、各室からの動線（パーティション等）による利便性を考慮する。	II	II	II	I	II	
	調 室	7.5	1	机と受刑者の椅子を固定する。	II	III	II	II	II	
	共同便所	—	1	多目的ホールに近接。職員用及び受刑者用を各1箇所以上設ける。受刑者用は、身障者用の手摺りを設けるとともに、監視卓からの視察が容易な配置・構造とする。	III	III	III	II	II	
	単独浴室	12	2	脱衣室を含む。監視卓からの視察の容易さを考慮する。身障者用の仕様とする。	III	III	III	II	II	
	脱衣・共同浴室	79	1	カランの間隔は70cm以上とする。人工透析ユニットと共用可。入浴単位は最低30名とする。監視卓からの視察の容易さを考慮する。身障者用の仕様とする。	III	III	III	II	II	
	倉 庫	—	—		—	III	III	II	—	

建築性能表

施設名	室 名	面積 ㎡	室数 箇所	室の性能	基本的性能					備考
					音環境	光環境	熱環境	空気 環境	振動	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。監視卓は容易に破壊されない部材で区画する。監視卓を設ける区画は、職員の執務に適切なスペースを確保する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	機械室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
④人工透析ユニット 特化ユニット	収容単位 (人) ユニット数	30 1		※人工透析を受ける必要がある受刑者のユニット。						
	<ユニット構成>	面積	室数							
	単独室	7.5	30	室内にベッド、便所及び手洗いを設置する。	*	*	*	*	Ⅰ	参考図>
	配膳車 スペース	—	1	ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する。廊下で配膳を行わない。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	多目的ホール	45	1	本棚及び机と椅子を設置、各室からの動線バリエーション等による利便性を考慮する。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	共同便所	—	1	多目的ホールに近接。職員用及び受刑者用を各1箇所以上設ける。受刑者用は、監視卓からの視察が容易な配置・構造とする。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	調 室	7.5	1	机と受刑者の椅子を固定する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	単独浴室	6.0	3	脱衣室を含む。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	倉 庫	—	—		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。監視卓は容易に破壊されない部材で区画する。監視卓を設ける区画は、職員の執務に適切なスペースを確保する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	機械室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
⑤Mユニット 特化ユニット	収容単位 (人) ユニット数	30 3		※精神・知的障害を有し、社会適応訓練を必要とする受刑者のユニット。 ※1 単独室と第2種単独室で合計90室を確保し、うち5室を第2種単独室とする。						
	<ユニット構成>	面積	室数							
	単独室	7.5	30※1	室内にベッド、便所及び手洗いを設置する。	*	*	*	*	Ⅰ	参考図>
	第2種単独室	7.5		室内に便所及び手洗いを設置する。ベッドは不要。配管にカバーを設ける等して室内の突起を無いうにする。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	*	*	*	*	Ⅰ	
	第3種単独室	20		他に音が漏れないように前室を設ける。	*	*	*	*	Ⅰ	
	配膳車 スペース	—	1	ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する。廊下で配膳を行わない。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	多目的ホール	45	1	本棚及び机と椅子を設置、各室からの動線バリエーション等による利便性を考慮する。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	共同便所	—	1	多目的ホールに近接。職員用及び受刑者用を各1箇所以上設ける。受刑者用は、作業療法室からの動線を考慮するとともに、監視卓からの視察が容易な配置・構造とする。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	調 室	7.5	2	机と受刑者の椅子を固定する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	
	単独浴室	6.0	2	脱衣室を含む。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	脱衣・共同浴室	45	1	カラの間隔は70cm以上とする。入浴単位は最低10名とする。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	調髪室	7.5	1	監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	作業療法室	—	1		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	倉 庫	—	—		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。監視卓は容易に破壊されない部材で区画する。監視卓を設ける区画は、職員の執務に適切なスペースを確保する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	機械室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
⑥開放ユニット-1	収容単位 (人) ユニット数	60 1		※構外作業適格者に対し開放的処遇を行うユニット。						
	<ユニット構成>	面積	室数							
	共同室	240	—	一人当たりの面積は4㎡以上とし一部屋当たりの定員は4～6名程度とする。	*	*	*	*	Ⅰ	
	配膳車 スペース	—	1	開放ユニット-2と共用可。ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する。廊下で配膳を行わない。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	多目的ホール	90	1	各室からの動線バリエーション等による利便性を考慮する。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	共同便所	—	1	利用者数に応じて適切に設ける。監視卓からの視察が容易な配置・構造とする。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	脱衣・共同浴室	45	1	カラの間隔は70cm以上とする。入浴単位は最低10名とする。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	倉 庫	—	—		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。監視卓は容易に破壊されない部材で区画する。監視卓を設ける区画は、職員の執務に適切なスペースを確保する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	機械室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	

建築性能表

施設名	室 名	面積 ㎡	室数 箇所	室の性能	基本的性能					備考
					音環境	光環境	熱環境	空気 環境	振動	
⑦開放ユニット	収容単位 (人) ユニット数	50 1		※釈放前教育の過程で、半開放処遇から開放的処遇に移行した受刑者のユニット。						
	<ユニット構成>	面積	室数							
	共同室	200	—	一人当たりの面積は4㎡以上とし、一部屋当たりの定員は4～6名程度とする。	*	*	*	*	I	
	配膳車 スペース	—	1	開放ユニット-1と共用可。ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する 廊下で配膳を行わない。	II	II	II	I	II	
	多目的ホール	75	1	各室からの動線パーティション等による利便性を考慮する。	II	II	II	I	II	
	共同便所	—	1	利用者数に応じて適切に設ける。監視卓からの視察が容易な配置 構造とする。	III	III	III	II	II	
	脱衣 共同浴室	45	1	カラムの間隔は70cm以上とする。入浴単位は最低10名とする。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	III	III	III	II	II	
	倉 庫	—	—		—	III	III	II	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。監視卓は容易に破壊されない部材で区画する。監視卓を設ける区画は、職員の執務に適切なスペースを確保する。	II	III	II	I	II	
	機械室	—	—		III	III	III	II	—	
⑧考査ユニット	収容単位 (人) ユニット数	50 2		※施設に入所し考査期間中の受刑者のユニット。						
	<ユニット構成>	面積	室数							
	単独室	7.5	50	室内にベッド、便所及び手洗いを設置する。	*	*	*	*	I	参考図>
	配膳車 スペース	—	1	ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する 廊下で配膳を行わない。	II	II	II	I	II	
	多目的ホール	75	1	本棚及び机と椅子を設置、各室からの動線パーティション等による利便性を考慮する。	II	II	II	I	II	
	調 室	7.5	3	机と受刑者の椅子を固定する。	II	III	II	II	II	
	単独浴室	6.0	4	脱衣室を含む。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	III	III	III	II	II	
	脱衣 共同浴室	45	1	カラムの間隔は70cm以上とする。入浴単位は最低10名とする。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	III	III	III	II	II	
	調髪室	7.5	1	監視卓からの視察が容易な配置とする。	III	III	III	II	II	
	倉 庫	—	—		—	III	III	II	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。監視卓は容易に破壊されない部材で区画する。監視卓を設ける区画は、職員の執務に適切なスペースを確保する。	II	III	II	I	II	
	機械室	—	—		III	III	III	II	—	
⑨単独処遇ユニット 特化ユニット)	収容単位 (人) ユニット数	30 1		※集団生活に順応できず、閉鎖的処遇が必要な受刑者のユニット。						
	<ユニット構成>	面積	室数							
	単独室	7.5	25	室内にベッド、便所及び手洗いを設置する。	*	*	*	*	I	参考図>
	第3種単独室	20	1	他に音が漏れないように前室を設ける。	*	*	*	*	I	
	配膳車 スペース	—	1	ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する 廊下で配膳を行わない。	II	II	II	I	II	
	調 室	7.5	2	机と受刑者の椅子を固定する。	II	III	II	II	II	
	単独浴室	6.0	2	脱衣室を含む。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	III	III	III	II	II	
	調髪室	7.5	1	監視卓からの視察が容易な配置とする。	III	III	III	II	II	
	倉 庫	—	—		—	III	III	II	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。監視卓は容易に破壊されない部材で区画する。監視卓を設ける区画は、職員の執務に適切なスペースを確保する。	II	III	II	I	II	
	機械室	—	—		III	III	III	II	—	
	単独運動場	—	—		—	—	—	—	—	
⑩閉鎖ユニット	収容単位 (人) ユニット数	60 1		※取調べ罰中により、集団処遇できない受刑者を一時的に収容するユニット。						
	<ユニット構成>	面積	室数							
	単独室	7.5	50	室内にベッド、便所及び手洗いを設置する。	*	*	*	*	I	参考図>
	第2種単独室	7.5	10	室内に便所及び手洗いを設置する (ベッドは不要)。配管にカバーを設ける等して室内の突起を無いうにする。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	*	*	*	*	I	
	第3種単独室	20	1	他に音が漏れないように前室を設ける。	*	*	*	*	I	
	配膳車 スペース	—	1	ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する 廊下で配膳を行わない。	II	II	II	I	II	
	調 室	7.5	3	机と受刑者の椅子を固定する。	II	III	II	II	II	
	単独浴室	6.0	4	脱衣室を含む。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	III	III	III	II	II	
	調髪室	7.5	1	監視卓からの視察が容易な配置とする。	III	III	III	II	II	
	倉 庫	—	—		—	III	III	II	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。監視卓は容易に破壊されない部材で区画する。監視卓を設ける区画は、職員の執務に適切なスペースを確保する。	II	III	II	I	II	
	機械室	—	—		III	III	III	II	—	
	単独運動場	—	—		—	—	—	—	—	

建築性能表

施設名	室 名	面積 ㎡	室数 箇所	室の性能	基本的性能					備考
					音環境	光環境	熱環境	空気 環境	振動	
①保護ユニット	収容者数 (人)	8								
		面積	室数							
	保護室	9	8	2室は汚染対応とする。 1室は低反発の壁仕上材を使用する。	*	*	*	*	—	
	シャワー室	2	4		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	リネン室	12	1		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	廊 下	—	—		Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
病室棟		面積	室数	医務棟とのアクセスハリアフリーを考慮する。						
①一般病室	単独病室	8.0	80		Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	
	透析室	—	—	15床分。透析機器の据付を可能とする。	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	第4種単独室	20	2	2室に共用の前室を設ける。	*	*	*	*	Ⅰ	
	単独浴室	6	8	脱衣室を含む。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	配膳スペース	—	—	ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する (廊下で配膳を行わない。)	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	布団消毒室	14	2		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	倉 庫	—	—		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	機械室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
②隔離病室	単独病室	8.0	20		Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	
	単独浴室	6	4	脱衣室を含む。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	配膳スペース	—	—	ユニット内で配膳を行う場合は配膳スペースを確保する (廊下で配膳を行わない。)	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	布団消毒室	12	1		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	倉 庫	—	—		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	廊 下	—	—	監視卓の配置を考慮する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	機械室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
体育館										
	収容単位 (人)	2000								
	ユニット数	—		運営業務として、事業者の計画により、少人数収容の複数棟とすることも可。						
	<ユニット構成>	面積	室数							
	アリーナ	1,500	1	特化ユニットの受刑者を他と区分できる。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	ステージ	100	1		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	控 室	24	1		Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	
	放送室	12	1		Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	器材倉庫	53	1		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	ギャラリー倉庫	28	1		—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	エントランスホール	30	1		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	便 所	—	—	利用者数に応じて適切に設ける。ただし、各階に1箇所以上、男女別に設ける。受刑者と来訪者の使用区分を行う。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	機械室	—	—		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	通 路	—	—		Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
職業訓練棟										
	本棟の諸室の構成・規模・性能は、運営業務として事業者の計画によるものであるが、国が実施する場合の諸室構成を参考として示す。									
① 生産作業工場				半開放ユニットとの連携を考慮して配置する。						
	作業単位 (人)	60	58							
② 職業訓練工場	ユニット数	13	5							
	作業単位 (人)	60								
	ユニット数	7								
	<参考:ユニットにおける主な室構成>									
	作業室	—	—		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	倉 庫	—	—	材料・成果物等の搬出入を考慮する。	—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	食 堂	—	—	食事の搬入経路を考慮する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	更衣室	—	—	外部から更衣室を経由して作業室に入ることができるようにする。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	便 所	—	—	監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	通 路	—	—	監視卓の配置を考慮する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	

建築性能表

施設名	室名	面積 ㎡	室数 箇所	室の性能	基本的性能					備考
					音環境	光環境	熱環境	空気 環境	振動	
③ 考査作業工場				考査ユニットとの連携を考慮して配置する。						
	作業単位 (人)	100								
	ユニット数	1								
	<参考:ユニットにおける主な室構成>									
	作業室	—	—	100名を柔軟に2室に仕切ることができる構造とする。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	集団検査室	20	1	机と受刑者の椅子を固定する。	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	倉庫	—	—	材料・成果物等の搬出入を考慮する。	—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	食堂	—	—	100名を柔軟に2室に仕切ることができる構造とする。食事の搬入を考慮する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	更衣室	—	—	100名を柔軟に2室に仕切ることができる構造とする。外部から更衣室を経由して作業室に入ることができるようにする。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	便所	—	—	監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
通路	—	—	監視卓の配置を考慮する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ		
④ 養護工場				Sユニット及び人工透析ユニットの連携を考慮して配置する。両ユニット合計130人に対し、2～3工場を設置する。ハリアフリー化する。						
	作業単位 (人)	130								
	ユニット数	—								
	<参考:ユニットにおける主な室構成>									
	作業室	—	—		Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	理学療法室	—	—	理学療法に必要な機能を有する。監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	倉庫	—	—	材料・成果物等の搬出入を考慮する。	—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	食堂	—	—	食事の搬入経路を考慮する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	更衣室	—	—	外部から更衣室を経由して作業室に入ることができるようにする。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	便所	—	—	監視卓からの視察の容易さを考慮する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
通路	—	—	監視卓の配置を考慮する。	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ		
教育棟										
	ユニット数	4								
	<ユニット構成>	面積	室数							
	教室	186	—	1～2室で構成。教育内容・受講者数等に柔軟に対応できるものとする。1室はOA対応の707とする。	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
	便所	—	—	受刑者及び職員の数に応じて適宜設ける。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
倉庫棟	倉庫	面積		センター外に倉庫を設置することもできる。	—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
	庶務	20		各セクションの倉庫を統合しても構わない。						
	会計	20		各事務室に近接して配置しても構わない。						
	用度	25								
	作業	40								
	処遇	50								
	教育	20								
	身分帳倉庫	50								
	領置倉庫	—		受刑者1人当たり48リットル入り容器1.5個を目安とする。温度・湿度等適正保管できる環境を有する。防火区画を設ける。						
渡り廊下					Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	
車庫棟	車庫			官用車(乗用車)・護送車(マイクロバス)用。官用自転車の駐輪スペースを含む。	—	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	—	
門衛施設										
	警備室	—	—		Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	
	正門	—	—	勤務職員用の警備室を設ける。						
	大門	—	—	勤務職員用の警備室を設ける。						
	中門	—	—							
	通用門	—	—	内部から来訪者が確認できる。						

(2) その他性能

代表的な諸室の最低限確保すべき天井高は、事務室 2.6m、収容居室 2.5m、保護室 3.0m、体育館アリーナ 8.0mとする。

4 構造性能

(1) 耐震性能

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 建設大臣官庁官庁営繕部監修」に基づき耐震対策を行う。局部震度法による場合の建築設備機器設計用標準水平震度の分類は、「一般の施設」とし、地域係数は 1.0 とする。耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 建設大臣官庁官庁営繕部監修」の下記の分類による。

構造体	Ⅲ類
建築非構造部材	B 類
建築設備	乙類

(2) 積載荷重

建築基準法施行令第 85 条による分類

単位 N/m ²														
番号 (1)	室の種類 用途	床 用 小梁用	大梁用 柱 基礎用	地震用	庁舎棟 管理棟	面会棟 医務棟	収容棟 病室棟	職業訓練棟	サービス棟 調理場	体育館 訓練施設	渡廊下	車庫	職員待機所	職員宿舎
1	住宅の居室 住宅以外の寝室又は病室	1,800	1,300	600			居室 病室						全般 (廊下)	全般
2	事務室・会議室・研究室・食堂	2,900	1,800	800	全般 (廊下・階段)	全般 (廊下・階段)	配膳・理髪室 調室							
3	教室	2,300	2,100	1,100										
4	百貨店又は売店の売場	2,900	2,400	1,300										
5	劇場等客席・集会室・固定席	2,900	2,600	1,600										
6	劇場等客席・集会室(その他)	3,500	3,200	2,100			集会室							
7	自動車車庫・自動車通路	5,400	3,900	2,000								全般		
8	廊下・玄関又は階段 (番号3～6)	3,500	3,200	2,100										
9	屋上常時人が使用する 屋上広場又はバルコニー (学校・百貨店の類は除く)	1,800	1,300	600			巡視廊 配管受庇				巡警路			
10	屋上常時人が使用する 屋上広場又はバルコニー (学校・百貨店の類)	2,900	2,400	1,300			屋上運動場 屋上物干場				全般			
11	屋上常時人が使用しない屋上	1,000	600	400	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根	屋根
12	S造体育館・武道場等屋上	1,000	0	0										
13	軽量物倉庫の類	3,900	3,400	2,500				全般(廊下) 軽作業(*1)	全般 (廊下)					
14	一般書庫・倉庫の類	7,800	6,900	4,900	倉庫類	倉庫類	倉庫類 収容品庫	重作業(*2) 倉庫類	食料品庫 エネルギー室	用具庫 倉庫類				
15	可動書架を設ける書庫	11,800	10,300	7,400	書庫類 箱置品庫	書庫類								
16	機械室 機械基礎部分を除く	4,900	2,400	1,300	空調機械室	空調機械室	空調機械室		自家発電室					
17	訓練施設・体育館	3,500	3,200	2,100						全般				

※ 浴室棟における浴槽満水時の荷重及び、各エネルギー室における機器類の基礎荷重等、部分的荷重による影響は、個別に計上、検討を行う

なお、通常の主な室の用途に対して、荷重の不利な室について、将来の模様替え等に考慮する。

軽作業(*1) 洋裁、部品の組立、紙細工等の作業場

重作業(*2) 家具、板金、溶接等の作業場(機器類の基礎部分及びフォークリフト等の移動荷重部分を除く)

5 建築設備性能

設備機器は更新性・メンテナンス性を考慮したものとし、主要機器は原則として屋内設置とする。風水害・落雷・断水・停電・大火等の災害を考慮して計画する。また、施設の各種機器の集中管理パネルを設置する中央監視室を処遇管理部に設ける。

(1) 電気設備

ア 電灯設備

- ・各室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等の配線工事及び幹線配線工事を行う。
- ・非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は関連法規に基づき設置する。
- ・外灯は施設外構部に設置し自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- ・照明器具の点滅及び制御方式は、エネルギーの節約、経済性、利用勝手を考慮したものとする。

イ 動力設備

- ・各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の製作・配管配線・幹線配管配線等を行う。
- ・動力制御盤は原則として機械室内に設置する。

ウ 受変電設備

- ・受変電容量は、適切な需要及び余裕を見込む。

エ 発電設備

- ・各関連法規の予備電源装置として設けるとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設備する。
- ・対象負荷は関連法規を満たすとともに、施設の管理運営上必要な動力・電灯とコンセント等の設備に送電可能とする。

オ 静止形電源設備

- ・非常照明・受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設ける。

カ 電話設備

- ・アウトレット、電話・FAX・PHS、LAN 端末

キ 電気時計設備

- ・親時計を設置し、施設内要所に子時計を設置する。

ク 拡声放送設備

- ・消防法に定める非常用放送設備及び業務連絡放送設備（一般職員用・受刑者用）を設置する。

ケ テレビ共同受信設備

- ・UHF・VHF・FM・AM・BS・CS 等が受信できる設備を整備すること。

コ 映像・音響・放送設備

- ・講演会、映写会等の利用目的に合わせた性能とする。

サ 防犯設備

- ・カメラ監視設備
- ・ドアコントロール設備

シ 非常電鈴設備

- ・非常電鈴設備（音響警報装置付）

ス 表示設備

- ・出退表示，出退操作，呼出し表示，浴室入浴表示，使用中表示

セ 火災報知設備・防火排煙設備

- ・関連法規に基き親受信機を設置する。

ソ 中央監視制御設備

- ・受変電設備，発電設備，静止型電源設備および防災の監視・制御
- ・中央監視制御機能

電気設備性能表

【凡例】

項目	内容	記号	性能
一般照明	平均照度	数字	単位ルクス [lx]
		F	参考照明器具による照度 参考器具は「矯正施設用電気設備工事標準図」による。
	非常電源回路	A	照明器具全灯数
		B	1スパン1灯以上
		C	全灯数の1/2～1/3
電源供給	非常電源回路	A	全数
		B	1スパン1個以上
		C	全数の1/2～1/3
		D	特殊負荷で発電電源で供給
	特殊用途機器 ^(注)	○	有り
情報・環境	TEL	○	設置
	FAX	○	設置
	LAN端末	○	設置
	インターホン	○	設置
	電気時計	○	設置
	拡声放送	○	設置
	制御(音量調整)	○	壁等にて一般放送の音量調節（切）を含む4段階以上）機能を設ける。
	非常放送	○	設置
	テレビU/V/BS/CS	○	設置
	ラジオFM/AM	○	設置
非常電鈴	非常電鈴押しボタン	○	設置
表示設備	出退表示	○	表示状態が確認できる機能を設ける。
	出退表示操作	○	出退状態の変更（操作）ができる機能を設ける。
	その他表示	呼	呼出し押しボタン及び復旧押しボタン（表示灯付き）
		浴	浴室入浴表示(制御盤で経過時間をブザーで知らせる)
		使	使用中表示(表示灯で使用中を表示)

注) 特殊用途機器は、パソコン、コピー機、金属探知機等特殊な用途に使用される機器。

電気設備性能表

諸室性能 電 気

注1: 防災照明は関連法令を遵守すること。

注2: LAN端末はIT設備性能に十分対応できる数を配置すること。

注3: 防犯設備は運営「法案警備業務」との連携を考慮して必要な設備を設けること。

電気設備性能表

室 名	一般照明		電力供給		情報 環境										非常電鈴		表示設備		
	平均照度 k	発電回路 記号	発電回路 記号	特殊用途 有無	TEL 有無	FAX 有無	LAN 端末 有無	インター ネット 有無	電気時計 有無	拡声放送 有無	制御音量 有無	テレビ 有無	ラジオ 有無	非常電鈴 有無		出退表示 有無	出退操作 有無	その他表示 凡例	
庁 舎																			
エントランスホール	500	C			○			○	○	○	○								
センター長室	750	C	C		○		○		○	○	○	○	○			○	○		
総務部長室	750	C	C		○		○		○	○	○	○	○			○	○		
調査官室	750	C	C		○		○		○	○	○	○	○			○	○		
事務室	750	C	C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
応接室	500				○				○	○	○	○							
大会議室	750				○		○		○	○	○	○	○						
小会議室	750				○		○		○	○	○	○	○						
会議室倉庫	200																		
男子更衣室	200	C																	
女子更衣室	200	C																	
リフレッシュコーナー	500			○					○	○		○							
宿直室	300	A	A		○					○		○							
湯沸室	300			○															
男子便所	300	C																	
女子便所	300	C																	
多目的便所	300	A	A															呼	
食 堂	500	C	D	○	○				○	○	○	○	○	○					
売 店	500	C	D	○	○				○	○	○	○	○	○					
広報展示室	300			○	○					○	○	○	○						
機械室	300				○														
通路 階段	300																		
職員待機所																			
洋 室					○							○	○						
和 室					○							○	○						
食 堂				○	○					○	○	○	○	○					
脱衣室				○															
浴 室																			
男子便所																			
女子便所																			
通路 ホール					○							○	○						
訓練施設																			
柔道場	500				○				○	○									
剣道場	500									○									
倉庫(柔道)	200																		
倉庫(剣道)	200																		
男子更衣室	200																		
女子更衣室	200																		
男子シャワー室																			
女子シャワー室																			
男子便所																			
女子便所																			
通路 ホール																			
サービス棟																			
本棟の電気設備性能は、運営業務として事業者の計画によるものであるが、国が実施する場合の性能を参考として示す。																			
① 調理場																			
厨 房	500	A	A,D	○	○				○	○	○			○					
倉 庫	200	C	C																
食 堂	500	C	C							○	○	○	○	○					
更衣室	500	C												○					
脱衣室	200	C												○					
浴 室	300	C																	
便 所	300	C																	
機械室	300	C	C																
通 路	300	A	A											○					
② 洗 濯																			
洗濯室	500			○	○				○	○	○			○					
補綴室	500			○						○	○			○					
綿打室	500			○						○	○								
被服倉庫	200													○					
布団倉庫	200													○					
食 堂	500									○	○	○	○	○					
更衣室	500													○					
便 所	300																		
通 路	300													○					

電気設備性能表

室 名	一般照明		電力供給		情報 環境										非常電鈴		表示設備		
	平均照度 k	発電回路 記号	発電回路 記号	特殊用途 有無	TEL 有無	FAX 有無	LAN 端末 有無	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ 有無	電気時計 有無	拡声放送 有無	制御音量 有無	ﾅﾚ 有無	ﾗｼﾞｵ 有無	非常電鈴 有無		出退表示 有無	出退操作 有無	その他表示 凡例	
③ その他倉庫																			
図書倉庫	200																		
清掃倉庫	200																		
通 路	300																		
面会棟																			
面会事務室	500				○		○	○	○	○	○			○			○		
一般面会室	500							○						○			○		
集団面会室	500							○						○			○		
家族面会室	500							○						○			○	使 使	
受刑者控室	500							○						○			○		
一般待合室	500									○	○			○					
弁護士待合室	500							○				○							
男子便所	500																		
女子便所	500																	呼	
多目的便所	300																		
受刑者廊下	300													○					
面会者廊下	300													○					
ホール	300													○					
管理棟																			
処遇部長室	750	C	C		○		○		○	○	○	○				○	○		
企画部長室	750	C	C		○		○		○	○	○	○				○	○		
事務室	750	A	A	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			
会議室	750	C	C		○		○		○	○	○	○							
会議室倉庫	200																		
職員休憩室	500	A	A	○	○		○		○	○	○	○	○			○			
ﾌﾞﾚｯｼｭｺｰﾅｰ	500			○															
面接室	500	C	C		○		○	○						○			○	使	
新入調室	500	A	A	○	○		○							○					
入退所準備室	500	A	A		○		○							○					
個人検査室	500			○	○									○					
男女更衣室	200	C																	
職員点検ホール	300	C	C							○	○								
幹部仮眠室	300	A	A		○					○	○	○	○						
仮眠室	300	A	A		○					○	○	○	○						
湯沸室	300			○															
男女便所	300	C																呼	
多目的便所	300	A	A																
機械室	300	C	C																
通路 階段	300	A	A																
医務棟																			
医務部長室	750	A	A		○		○		○	○	○	○	○			○	○		
医務事務室	750	A	A		○		○		○	○	○	○	○			○	○		
医務倉庫	200																		
内科 外科診察室	750	A	A	○	○				○	○	○			○					
歯科治療室	750	A	A,D	○	○				○	○	○			○					
精神科治療室	750	A	A,D	○	○				○	○	○			○					
検査室	500	A	A,D	○	○														
待合室	500	A								○	○	○		○					
薬 局	750	A	A,D	○	○				○	○	○	○							
薬品庫	750	A	A	○	○				○	○	○			○					
レントゲン室	750	A	A	○	○			○						○				使 使	
暗 室	—	A	A	○															
男子更衣室	200	C																	
女子更衣室	200	C																	
男子便所	300	C																	
女子便所	300	C																	
機械室	300	C	C	○	○														
通 路	300	A	A											○					
霊安室	300				○									○					
収容棟																			
①半開放ユニット																			
単独室	F	A								○	○	○	○					呼	
配膳車スペース	500	C	C							○	○		○	○					
多目的ホール	500	C			○					○	○	○	○	○					
調 室	500	C			○									○					
共同便所	300	C																	
脱衣室	200	C												○					
共同浴室	300	C																浴	
倉 庫	200																		
廊 下	300	A	A		○									○				呼	
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼	
機械室	300				○														

電気設備性能表

室 名	一般照明		電力供給		情報 環境										非常電鈴		表示設備		
	平均照度 k	発電回路 記号	発電回路 記号	特殊用途 有無	TEL 有無	FAX 有無	LAN 端末 有無	インターホン 有無	電気時計 有無	拡声放送 有無	制御音量 有無	テレビ 有無	ラジオ 有無	非常電鈴 有無		出退表示 有無	出退操作 有無	その他表示 凡例	
②駅前教育ユニット																			
単独室	F	A									○	○	○	○				呼	
配膳車スペース	500	C	C							○	○	○	○	○					
多目的ホール	500	C			○			○		○	○	○	○	○					
共同便所	300	C																	
脱衣室	200	C												○					
共同浴室	300	C																浴	
倉 庫	200																		
廊 下	300	A	A		○									○				呼	
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼	
機械室	300				○														
③Sユニット																			
単独室	F	A								○	○	○	○					呼	
配膳車スペース	500	C	C							○	○	○	○	○					
多目的ホール	500	C			○					○	○	○	○	○					
調 室	500	C			○									○					
共同便所	300	C																	
単独浴室	300	C																浴	
脱衣室 (共用)	200	C												○					
共同浴室	300	C																浴	
倉 庫	200																		
廊 下	300	A	A		○									○				呼	
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼	
機械室	300				○														
④人工透析ユニット																			
単独室	F	A								○	○	○	○					呼	
配膳車スペース	500	C	C							○	○	○	○	○					
多目的ホール	500	C			○					○	○	○	○	○					
共同便所	300	C																	
調 室	500	C			○									○					
単独浴室	300	C																浴	
倉 庫	200																		
廊 下	300	A	A		○									○				呼	
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼	
機械室	300				○														
⑤Mユニット																			
単独室	F	A								○	○	○	○					呼	
第2種単独室	F	A								○	○	○	○					呼	
第3種単独室	F	A								○	○	○	○					呼	
配膳車スペース	500	C	C							○	○	○	○	○					
多目的ホール	500	C			○					○	○	○	○	○					
共同便所	300	C																	
調 室	500	C			○									○					
単独浴室	300	C																浴	
脱衣室 (共用)	200	C												○					
共同浴室	300	C																浴	
調髪室	500				○									○					
作業療法室				○	○		○		○	○	○			○					
倉 庫	200																		
廊 下	300	A	A		○									○				呼	
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼	
機械室	300				○														
⑥開放ユニット-1																			
共同室	F	A								○	○	○	○					呼	
配膳車スペース	500	C	C							○	○	○	○	○					
多目的ホール	500	C			○					○	○	○	○	○					
共同便所	300	C																	
脱衣室	200	C																	
共同浴室	300	C																	
倉 庫	200																		
廊 下	300	C	C		○									○				呼	
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼	
機械室	300				○														
⑦開放ユニット-2																			
共同室	F	A								○	○	○	○					呼	
配膳車スペース	500	C	C							○	○	○	○	○					
多目的ホール	500	C			○					○	○	○	○	○					
共同便所	300	C																	
脱衣室	200	C																	
共同浴室	300	C																	
倉 庫	200																		
廊 下	300	C	C		○									○				呼	
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼	
機械室	300				○														

電気設備性能表

室 名	一般照明		電力供給		情報 環境									非常電鈴		表示設備		
	平均 照度 lx	発電 回路 記号	発電 回路 記号	特殊 用途 有無	TEL 有無	FAX 有無	LAN 端末 有無	イン ター ネ ッ 有無	電気 時計 有無	拡声 放送 有無	制御 音量 有無	テレビ 有無	ラジオ 有無	非常 電鈴 有無		出退 表示 有無	出退 操作 有無	その他 表示 凡例
⑧ 検査ユニット																		
単独室	F	A								○	○	○	○					呼
配膳車スペース	500	C	C							○	○		○	○				
多目的ホール	500	C			○					○	○	○	○	○				
調 室	500	C			○									○				
単独浴室	300	C																浴
脱衣室 (共同用)	200	C												○				
共同浴室	300	C																浴
調髪室	500				○									○				
倉 庫	200																	
廊 下	300	A	A		○									○				呼
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼
機械室	300				○													
⑨ 単独処遇ユニット																		
単独室	F	A								○	○	○	○					呼
第3種単独室	F	A								○	○	○	○					呼
配膳車スペース	500	C	C							○	○		○	○				
調 室	500	C			○									○				
単独浴室	300	C																浴
調髪室	500				○									○				
倉 庫	200																	
廊 下	300	A	A		○									○				呼
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼
機械室	300				○													
⑩ 閉鎖ユニット																		
単独室	F	A								○	○	○	○					呼
第2種単独室	F	A								○	○	○	○					呼
第3種単独室	F	A								○	○	○	○					呼
配膳車スペース	500	C	C							○	○		○	○				
調 室	500	C			○									○				
単独浴室	300	C																浴
調髪室	500				○									○				
倉 庫	200																	
廊 下	300	A	A		○									○				呼
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼
機械室	300				○													
⑪ 保護ユニット																		
保護室	F	A	A	○						○	○							
シャワー室	300	A	A															
リネン室	300	A	A															
廊 下	300	A	A	○					○					○				呼
病室棟																		
① 一般病室																		
単独病室	F	A	A	○						○	○	○	○					呼
透析室	F	A	A	○						○	○	○	○					呼
第4種単独室	F	A	A							○	○		○					呼
単独浴室	300	C	C															
配膳車スペース	500	C	C	○	○													
布団消毒室	200																	
倉 庫	200																	
廊 下	300	A	A		○									○				呼
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼
機械室	300				○													
② 隔離病室																		
単独病室	F	A	A	○						○	○	○	○					呼
単独浴室	300	C	C															
配膳車スペース	500	C	C	○	○													
布団消毒室	200																	
倉 庫	200																	
廊 下	300	A	A		○									○				呼
監視卓	500	A	A		○		○			○	○		○	○				呼
機械室	300				○													
体育館																		
アリーナ	500				○				○	○	○	○	○	○				
ステージ	500									○	○							
控 室	300				○			○	○	○	○			○				
放送室	300			○	○			○		○								
器材倉庫	200																	
ギャラリー倉庫	200																	
エントランスホール	500				○									○				
便 所	300																	
機械室	300				○													
通 路	300													○				

電気設備性能表

室 名	一般照明		電力供給		情報 環境								非常電鈴		表示設備		
	平均 照度 lx	発電 回路 記号	発電 回路 記号	特殊 用途 有無	TEL 有無	FAX 有無	LAN 端末 有無	インター ホーン 有無	電気 時計 有無	拡声 放送 有無	制御 音量 有無	テレビ 有無	ラジオ 有無	非常 電鈴 有無	出退 表示 有無	出退 操作 有無	その他 表示 凡例
職業訓練棟	本棟の電気設備性能は、運営業務として事業者の計画によるものであるが、国が実施する場合の性能を参考として示す。																
① 生産作業工場																	
② 職業訓練工場																	
作業室				○	○		○		○	○	○			○			
倉庫	200													○			
食堂	500									○	○	○	○	○			
更衣室	500													○			
便所	300													○			使
通路	300													○			
③ 考査作業工場																	
作業室				○	○		○		○	○	○			○			
集団検査室	500			○	○									○			
倉庫	200													○			
食堂	500									○	○	○	○	○			
更衣室	500													○			
便所	300													○			使
通路	300													○			
④ 養護工場																	
作業室				○	○		○		○	○	○			○			
理学療法室				○	○		○		○	○	○			○			
倉庫	200													○			
食堂	500									○	○	○	○	○			
更衣室	500													○			
便所	300													○			使
通路	300													○			
教育棟																	
教室	500	C			○		○		○	○	○	○	○	○			呼
便所	200																
倉庫棟																	
倉庫	300	C			○									○			
渡り廊下	100	C	C											○			
車庫棟																	
車庫	100			○	○												
門衛施設																	
警備室	400	A	A		○		○	○	○					○			
正門					○			○						○			
大門					○			○						○			
中門					○			○						○			
通用門					○			○						○			
その他																	
外灯	100	C															

(2) 機械設備

ア 空調設備

- ・空調システムは、施設の使用時間を考慮し、一般系統の他に個別系統を設けるなど適切に計画する。
- ・一般系統の空調システムは、原則として中央方式とする。
- ・空調機器は、冷却塔など屋外設置が必要なものを除き屋内に設置する。
- ・加湿方式は、効率の優れた方式とする。
- ・空調機室は、メンテナンスが容易に行えらるとともに、外気導入のしやすい位置に計画する。
- ・シャフト計画は、上下階を無理なく結ぶことが可能で、空調ゾーニングと関連して適切な位置に配置する。

イ 換気設備

- ・換気システムは効率を考慮し、適切に計画する。
- ・臭気、排熱及び粉塵などの対策に配慮した計画とする。

ウ 排煙設備

- ・排煙設備は、建築基準法に基づき適切な計画とする。

エ 自動制御設備

- ・自動制御設備は、各設備の必要な監視制御が行えるものとする。
- ・中央監視制御装置は庁舎に設置し中央管理を行うものとする。
- ・施設の適切な維持管理を行うため施設管理機能を設ける。
- ・各設備システムの変更に対して容易に対処できるシステムとする。

オ 衛生器具設備

- ・受用者が使用する器具は「矯正施設用機械設備工事標準図」を参考とする。
- ・衛生器具の選定においては、設置する場所・使用者・意匠などに十分に考慮した形状・構造・機能を有するものとする。

カ 給水設備

- ・給水システムは受水槽及び給水ポンプユニットを設けたポンプ直送方式とする。
- ・植栽、外部清掃用に散水設備を設置する。

キ 排水設備

- ・排水方式は汚水・雨水分流式とする。
- ・汚水・雨水とも原則的に重力方式とする。

ク 給湯設備

- ・給湯箇所の場所、給湯温度、仕様時間帯及び給湯量などを十分に考慮し、適切な給湯システムを採用する。

ケ 消火設備

- ・消防法等関係法令に基づき設置する。
- ・室の使用目的により、特殊消火設備を使用する場合は、安全及び環境保全に十分考慮して採用する。

コ ガス設備

- ・使用ガスは液化石油ガスとする。
- ・安全を十分に確保し、仕様用途に整合した適切な圧力で供給できるシステムとする。

サ 汚水処理設備

- ・排出される汚水及び雑排水を適切に処理することができる浄化槽を必要に応じて設置する。
- ・建築基準法等関係法令に合致する設備とする。

シ ごみ処理設備

- ・原則として小型コンテナ方式とする。
- ・施設等で発生する食品ごみは、構内の植栽や農耕地への使用を目的とした肥料化リサイクルを考慮する。

ス その他

厨房設備・洗濯設備、浴室用給湯ボイラー設備及び、職業訓練で必要となる設備等は、運營業務要求水準を満たすものとし、事業者の計画提案とする。

機械設備性能表

【凡例】

項目	内容	記号	性能
空気調和設備	温度環境	A	夏季26℃・冬季22℃
		B	暖房のみ冬季18℃
		C	暖房のみ冬季22℃
		D	必要温度
	湿度環境	A	夏季50%・冬季40%
		B	加湿は無し
	冷暖房	A	冷暖房 一般系統
		B	冷暖房 個別系統
		C	暖房のみ
		*併記した場合はどちらかを実施	
	外気処理換気	○	外気を冷暖房(又は暖房)した空気で換気
	換気種別	1	第1種換気(強制給排気)
		2	第2種換気(強制給気)
		3	第3種換気(強制排気)
		*数字を併記した場合は、どちらかを実施	
	換気回数	数字	換気回数を示す
		ガス	ガス量による計算
	継続的な時間外空調使用	○	時間外空調を行う
	発熱機器	A	一般的な事務機器 (コピー・プリンター等)
		B	その他機器 厨房機器, ボイラー, 空調機器等)
	騒音の許容値	A	NC-30 高級室
		B	NC-40 一般事務室
		C	NC-45 ホール
給排水衛生設備	給排水	○	設置
	ガス設備	○	設置
	給湯設備	○	設置
	特別排水	○	設置
	特殊な消火設備	○	設置

機械設備性能表

機械設備性能表

室 名		空調和設備										給排水衛生設備					備考
		室環境		冷暖房		換気		時間外 空調	発熱 機器	室内 喫煙	騒音 許容値	給排水 設備	ガス 設備	給湯	特別 排水	特殊 消火	
		温度 凡例	湿度 凡例	種別 凡例	外気 有無	種別 凡例	回数 回/h										
庁 舎																	
エントランスホール	A	A	A	○	1						C						
センター長室	A	A	B	○							A	○					
総務部長室	A	A	A	○							A						
調査官室	A	A	A	○							A						
事務室	A	A	A	○	1				A		B	○		○			
応接室	A	A	A	○							B						
大会議室	A	A	B	○	1		○										
小会議室	A	A	B	○	1		○										
会議室倉庫					3												
男子更衣室	A	A	A	○	3						B						
女子更衣室	A	A	A	○	3						B						
リフレッシュコーナー	A	A	A	○	1						B						
宿直室	A	A	B				○				B	○	○	○			
湯沸室					3	ガス						○		○			
男子便所					3	10						○					
女子便所					3	10						○					
多目的便所					3	10						○					
食 堂	A	A	A	○	1				B		B	○	○	○			
売 店	A	A	A	○	1				B		B						
広報展示室	A	A	B	○	3	5											
機械室					1												
通路・階段																	
職員待機所																	
洋 室	A	B	B	○	1							○	○	○			
和 室	A	B	B	○	1												
食 堂	A	B	B	○	1							○					
脱衣室					3	5											
浴 室					1,3	5						○		○			
男子便所					3	10						○					
女子便所					3	10						○					
通路・ホール																	
訓練施設																	
柔道場																	
剣道場																	
倉庫(柔道)					3												
倉庫(剣道)					3												
男子更衣室					3	5											
女子更衣室					3	5											
男子シャワー室					1,3	5						○		○			
女子シャワー室					1,3	5						○		○			
男子便所					3	10											
女子便所					3	10											
通路・ホール																	
サービス棟																	
本棟の機械設備性能は、運営業務として事業者の計画によるものであるが、国が実施する場合の性能を参考として示す。																	
① 調理場																	
厨 房	D	B	B	○	1	40	○	B				○	○	○	○		
倉 庫					3	5											
食 堂	A	B	B	○								○					
更衣室					3	5											
脱衣室	D	B	C		1	5											
浴 室	D	B	C		1,3	5						○		○			
便 所					3	3											
機械室					1												
通 路																	
② 洗 濯																	
洗濯室	D	B	B	○	1							○		○			
補綴室	D	B	B	○	1,3	5											
綿打室	D	B	B	○	1,3	5											
被服倉庫					3	5											
布団倉庫					3	5											
食 堂	A	B	B	○								○					
更衣室					1	5											
便 所					3	10						○					
通 路																	

機械設備性能表

室 名	空気調和設備										給排水衛生設備					備考
	室環境		冷暖房		換気		時間外	発熱	室内	騒音	給排水	ガス	給湯	特別	特殊	
	温度 凡例	湿度 凡例	種別 凡例	外気 有無	種別 凡例	回数 回/h	空調 有無	機器 凡例	喫煙 有無	許容値 凡例	設備 有無	設備 有無	有無	排水 有無	消火	
③ その他倉庫																
図書倉庫					3	5										
清掃倉庫					3	5										
通 路																
面会棟																
面会事務室	A	A	A	○	1			A		B	○		○			
一般面会室	A	A	AB	○	1		○			B						
集団面会室	A	A	AB	○	1		○			B						
家族面会室	A	A	AB	○	1		○			B						
受刑者控室										B	○					
一般待合室	A	A	AB	○	1		○			B						
弁護士待合室	A	A	AB	○	1		○			B						
男子便所					3	10					○					
女子便所					3	10					○					
多目的便所					3	10					○					
受刑者廊下																
面会者廊下																
ホール																
管理棟																
処遇部長室	A	A	A	○	1					A						
企画部長室	A	A	A	○	1					A						
事務室	A	A	AB	○	1		○	A		B						
会議室	A	A	A	○	1		○			B						
会議室倉庫																
職員休憩室	A	A	AB	○	1		○			B						
リフレッシュコーナー	A	A	B	○	1					B						
面接室	A	A	AB	○	1		○			B						
新入調室	A	A	A							B	○		○			
入退所準備室										B						
個人検査室																
男女更衣室	A	A	A	○	3					B						
職員点検ホール	A	A	A	○	1					C						
幹部仮眠室	A	B	B	○	1		○			B	○		○			
仮眠室	A	B	B	○	1		○			B	○		○			
湯沸室					3	ガス		B			○		○			
男女便所					3	10					○					
多目的便所					3	10					○					
機械室					1						○					
通路・階段																
医務棟																
医務部長室	A	A	A	○					○	A						
医務事務室	A	A	A	○				A	○	B	○		○			
医務倉庫																
内科・外科診察室	A	A	A	○			○			B	○					
歯科治療室	A	A	A	○			○			B	○	○				
精神科治療室	A	A	A	○			○			B	○					
検査室	A	A	A	○			○			B	○					
待合室	A	A	AB	○			○			B	○					
薬 局	A	A	A	○			○			B	○					
薬品庫	A	A	A	○			○			B	○					
レントゲン室	A	A	AB	○			○			B						
暗 室	A	A	AB	○			○			B	○					
男子更衣室	A	A	A	○	3	5				B						
女子更衣室	A	A	A	○	3	5				B						
男子便所					3	10					○					
女子便所					3	10					○					
機械室					1											
通 路																
霊安室					1	10										

機械設備性能表

室名	空調設備											給排水衛生設備					備考
	室温環境		冷暖房		換気		時間外 空調	発熱 機器	室内 喫煙	騒音 許容値	給排水 設備	ガス 設備	給湯	特別 排水	特殊 消火		
	温度 凡例	湿度 凡例	種別 凡例	外気 有無	種別 凡例	回数 回/h											
収容棟																	
①半開放ユニット																	
単独室	B	B	C	○	2					B	○						
配膳車スペース	B	B	C	○	3						○						
多目的ホール	B	B	C	○						B							
調室	A	B	C	○	1					B							
共同便所					3	10					○						
脱衣室	D	B	C	○	1												
共同浴室	D	B	C	○	1,3	5					○		○				
倉庫					3	5											
廊下	C	B	C	○	2												
監視卓	C	B	C	○	2												
機械室					1						○						
②駅前教育ユニット																	
単独室	B	B	C	○	2					B	○						
配膳車スペース	B	B	C	○	3						○						
多目的ホール	B	B	C	○						B							
共同便所					3	10					○						
脱衣室	D	B	C	○	1												
共同浴室	D	B	C	○	1,3	5					○		○				
倉庫					3	5											
廊下	C	B	C	○	2												
監視卓	C	B	C	○	2												
機械室					1						○						
③Sユニット																	
単独室	B	B	C	○	2					B	○						
配膳車スペース	B	B	C	○	3						○						
多目的ホール	B	B	C	○						B							
調室	A	B	C	○	1					B							
共同便所					3	10					○						
単独浴室	D	B	C		1,3	5					○		○				
脱衣室(共同用)	D	B	C	○	1												
共同浴室	D	B	C	○	1,3	5					○		○				
倉庫					3	5											
廊下	C	B	C	○	2												
監視卓	C	B	C	○	2												
機械室					1						○						
④人工透析ユニット																	
単独室	B	B	C	○	2					B	○						
配膳車スペース	B	B	C	○	3						○						
多目的ホール	B	B	C	○						B							
共同便所					3	10					○						
調室	A	B	C	○	1					B							
単独浴室	D	B	C		1,3	5					○		○				
倉庫					3	5											
廊下	C	B	C	○	2												
監視卓	C	B	C	○	2												
機械室					1						○						
⑤Mユニット																	
単独室	B	B	C	○	2					B	○						
第2種単独室	B	B	C	○	2					B	○						
第3種単独室	A	B	B	○	1		○			B	○						
配膳車スペース	B	B	C	○	3						○						
多目的ホール	B	B	C	○						B							
共同便所					3	10					○						
調室	A	B	C	○	1					B							
単独浴室	D	B	C		1,3	5					○		○				
脱衣室(共同用)	D	B	C	○	1												
共同浴室	D	B	C	○	1,3	5					○		○				
調髪室					1			B			○		○				
作業療法室	D	B	C	1,2,3	5												
倉庫					3	5											
廊下	C	B	C	○	2												
監視卓	C	B	C	○	2												
機械室					1						○						

機械設備性能表

室 名		空調設備										給排水衛生設備					備考
		室環境		冷暖房		換気		時間外 空調	発熱 機器	室内 喫煙	騒音 許容値	給排水 設備	ガス 設備	給湯	特別 排水	特殊 消火	
		温度 凡例	湿度 凡例	種別 凡例	外気 有無	種別 凡例	回数 回/h										
⑥開放ユニット-1																	
共同室	B	B	C	○	2					B	○						
配膳車スペース	B	B	C	○	3						○						
多目的ホール	B	B	C							B							
共同便所					3						○						
脱衣室	D	B	C	○	1												
共同浴室	D	B	C	○	1,3	5					○		○				
倉庫					3	5											
廊下	C	B	C	○	2												
監視卓	C	B	C	○	2												
機械室					1						○						
⑦開放ユニット-2																	
共同室	B	B	C	○	2					B	○						
配膳車スペース	B	B	C	○	3						○						
多目的ホール	B	B	C							B							
共同便所					3						○						
脱衣室	D	B	C	○	1												
共同浴室	D	B	C	○	1,3	5					○		○				
倉庫					3	5											
廊下	C	B	C	○	2												
監視卓	C	B	C	○	2												
機械室					1						○						
⑧検査ユニット																	
単独室	B	B	C	○	2					B	○						
配膳車スペース	B	B	C	○	3						○						
多目的ホール	B	B	C	○						B							
調室	A	B	C	○	1					B							
単独浴室	D	B	C		1,3	5					○		○				
脱衣室(共同用)	D	B	C	○	1												
共同浴室	D	B	C	○	1,3	5					○		○				
調髪室					1			B			○		○				
倉庫					3	5											
廊下	C	B	C	○	2												
監視卓	C	B	C	○	2												
機械室					1						○						
⑨単独処遇ユニット																	
単独室	B	B	C	○	2					B	○						
第3種単独室	A	B	B	○	1		○			B	○						
配膳車スペース	B	B	C	○	3						○						
調室	A	B	C	○	1					B							
単独浴室	D	B	C		1,3	5					○		○				
調髪室					1			B			○		○				
倉庫					3	5											
廊下	C	B	C	○	2												
監視卓	C	B	C	○	2												
機械室					1						○						
⑩閉鎖ユニット																	
単独室	B	B	C	○	2					B	○						
第2種単独室	B	B	C	○	2					B	○						
第3種単独室	A	B	B	○	1		○			B	○						
配膳車スペース	B	B	C	○	3						○						
調室	A	B	C	○	1					B							
単独浴室	D	B	C		1,3	5					○		○				
調髪室					1			B			○		○				
倉庫					3	5											
廊下	C	B	C	○	2												
監視卓	C	B	C	○	2												
機械室					1						○						
⑪保護ユニット																	
保護室	A	B	B	○	1		○			B	○						
シャワー室	D	B	C	○	1	5					○		○				
リネン室					3	5											
廊下	A	B	B	○	1												

機械設備性能表

室名		空調設備										給排水衛生設備					備考
		室温環境		冷暖房		換気		時間外 空調	発熱 機器	室内 喫煙	騒音 許容値	給排水 設備	ガス 設備	給湯	特別 排水	特殊 消火	
		温度 凡例	湿度 凡例	種別 凡例	外気 有無	種別 凡例	回数 回/h										
病室棟																	
①一般病室																	
単独病室	A	B	A	○	1		○				B	○					
透析室	A	B	A	○	1		○				B	○					
第4種単独室	A	B	B	○	1		○				B	○					
単独浴室	D	B	C		1,3	5						○		○			
配膳車スペース	C	B	C	○	1							○					
布団消毒室					3												
倉庫					3	5						○					
廊下					1	2～3											
監視卓	B	B	C	○	1												
機械室					1							○					
②隔離病室																	
単独病室	A	B	A	○	1		○				B	○					
単独浴室	D	B	C		1,3	5						○		○			
配膳車スペース	C	B	C	○	1							○					
布団消毒室					3												
倉庫					3	5						○					
廊下					1	2～3											
監視卓	B	B	C	○	1												
機械室					1							○					
体育館																	
アリーナ					1,3	3～5					B						
ステージ					1,3												
控室	A	A	B	○	1		○				B	○		○			
放送室	A	A	B	○	1		○	○			B						
器材倉庫					3	5											
ギャラリー倉庫					3	5											
エントランスホール																	
便所					3	10						○					
機械室					1				○			○					
通路																	
職業訓練棟																	
本棟の機械設備性能は、運営業務として事業者の計画によるものであるが、国が実施する場合の性能を参考として示す。																	
①生産作業工場																	
②職業訓練工場																	
作業室	D	B	C		1,2,3	5											
倉庫					3												
食堂	C	B	C		1							○					
更衣室					3	5											
便所					3	10						○					
通路																	
③考査作業工場																	
作業室	D	B	C		1,2,3	5											
集団検査室																	
倉庫					3												
食堂	C	B	C		1							○					
更衣室					3	5											
便所					3	10						○					
通路																	
④養護工場																	
作業室	D	B	C		1,2,3	5											
理学療法室	C	B	C	○	1						B						
倉庫					3												
食堂	C	B	C		1							○					
更衣室					3	5											
便所					3	10						○					
通路																	
教育棟																	
教室	C	B	C	○	1		○				B						
便所					3	10						○					

機械設備性能表

室 名	空気調和設備											給排水衛生設備					備考
	室環境		冷暖房		換気		時間外 空調	発熱 機器	室内 喫煙	騒音 許容値	給排水 設備	ガス 設備	給湯	特別 排水	特殊 消火		
	温度 凡例	湿度 凡例	種別 凡例	外気 有無	種別 凡例	回数 回/h											
倉庫棟																	
倉 庫					3	5											
渡り廊下																	
車庫棟																	
車 庫					13						○					○	
門衛施設																	
警備室	A	A	B	C			○										
正 門																	
大 門																	
中 門																	
通用門																	
その他																	
外 灯																	

衛生器具表

施設名	室 名	衛生器具											備 考
		大便器	小便器	洗面器	手洗器	掃除流し	鏡	水栓	湯水混合栓	シャワー金具	バス水栓	ユニットバス	
庁 舎	便所	○	○	○	○	○	○						<汎用品>
	湯沸室							○					
	宿直室									○	○	○	
	センター長室			○			○						
	食堂				○	○			○				
	売店												
職員待機所	洋室									○	○	○	<汚物流し>
	便所	○	○			○	○						
	食堂				○				○				
	浴室									○	○		
訓練施設	シャワー室									○			
	便所	○	○										
サービス棟	便所	○	○			○							
	浴室									○	○		
	食堂				○			○					
面会棟	便所	○	○	○	○								
	受刑者控室	○	○										
管理棟	便所	○	○	○		○	○						
	湯沸室							○					
	浴室									○	○		
	新人調室	○											
	更衣室					○							
	仮眠室									○	○	○	
医務棟	便所	○	○	○		○	○						
	湯沸室							○					
	診察室					○							
	検査室											○	
	待合室	○											
収容棟	単独室	○		○									<参照器具>
	第2種単独室	○		○									
	第3種単独室	○		○									
	共同室												
	保護シャワー室									○			
	共同便所	○		○									
	共同浴室									○	○		
	単独浴室											○	
	多目的ホール				○								
病室棟	単独病室	○		○									
	第4種単独室	○		○									
	単独浴室											○	
体育館	便所	○		○			○						
職業訓練棟	便所	○	○	○		○							
	食堂				○			○					
教育棟	便所	○											
倉庫棟	便所	○				○							<汎用品>
	倉庫							○					

注：参照器具は「矯正施設用機械設備工事標準図」による。

(3) 昇降機設備

設置基準は以下のとおりとする。

建物区分	種 類	定 員
庁舎	乗用	13人
管理棟	(注記)	
収容棟	(注記)	
医務棟・病室棟	寝台用	15人
職業訓練棟	荷物用	
共通	小荷物専用	

(注記)

- ・庁舎等は身体障害者付加付仕様とする。
- ・上部に会議室・面接室等の来訪者が使用する室がある場合は、昇降機の設置を考慮する。
- ・収容棟は、運営業務実施上必要な乗用（荷物兼用）として昇降機を考慮する。

6 外構施設

(1) 駐車場・駐輪場

ア センター職員用及び来訪者用の駐車スペースを設ける。

- ・駐車場 200 台（※事業者用に必要な駐車台数を除く。）
- ・救急車等の緊急車両用のスペースを確保する。

イ 職員宿舎居住者の乗用車・自転車・オートバイを保管するスペースを設ける。

- ・駐車場：●台
- ・駐輪場（屋根付き）： a 規格以外の宿舎用 2 台／戸
a 規格宿舎用 1 台／戸

(2) 構内通路・広場・歩道

- ・既設道路を十分に活用した動線計画を考慮して、構内通路を計画する。
- ・十文字橋の両端にはゲートを設け、錠（テンキー式電子ロック）を設置する。

敷地境界付近には、センターの管理地である旨を表示し、刑務所施設の運営に支障がある場合には直ちに通行禁止の措置を取ることができるよう、必要な設備（簡易なもので可。ただし、収容施設を感じさせない外観とする。）を設ける。

(3) 植栽

- ・敷地内を緑化整備する。

植栽は周辺の景観と調和のとれた草木を選定し配置すること。又、配置計画についてはセキュリティに支障を来たさないよう十分留意する。建物、設備、利用者に対し、害虫等による被害が生じにくい草木を選定する。

(4) その他

ア 案内・サイン

- ・敷地内の適切な誘導を行う。
- ・適切な案内・サインを適切に配置する。

イ 外灯

- ・夜間の警備及び演出照明として設置する。
- ・セキュリティ及び景観との調和を考慮し、適切に配置する。

7 職員宿舎

(1) 基本的な施設構成

職員宿舎は国家公務員宿舎法等関係法令に基づくものとし、基本的な施設構成については次のとおりとする。

設置施設	概要																																		
住戸タイプ・住戸数	<table><tr><th>規格</th><th>戸数</th><th>1戸当たりの専用面積</th><th>間取り</th><th>備考</th></tr><tr><td>a 規格</td><td>●戸</td><td>24 m²以上 25 m²未満</td><td>1K</td><td></td></tr><tr><td>b 規格</td><td>●戸</td><td>54 m²以上 55 m²未満</td><td>3DK</td><td>内●戸は2DK</td></tr><tr><td>c 規格</td><td>●戸</td><td>69 m²以上 70 m²未満</td><td>3LDK</td><td></td></tr><tr><td>d 規格</td><td>●戸</td><td>79 m²以上 80 m²未満</td><td>3LDK</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>●戸</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					規格	戸数	1戸当たりの専用面積	間取り	備考	a 規格	●戸	24 m ² 以上 25 m ² 未満	1K		b 規格	●戸	54 m ² 以上 55 m ² 未満	3DK	内●戸は2DK	c 規格	●戸	69 m ² 以上 70 m ² 未満	3LDK		d 規格	●戸	79 m ² 以上 80 m ² 未満	3LDK		合計	●戸			
	規格	戸数	1戸当たりの専用面積	間取り	備考																														
	a 規格	●戸	24 m ² 以上 25 m ² 未満	1K																															
	b 規格	●戸	54 m ² 以上 55 m ² 未満	3DK	内●戸は2DK																														
	c 規格	●戸	69 m ² 以上 70 m ² 未満	3LDK																															
	d 規格	●戸	79 m ² 以上 80 m ² 未満	3LDK																															
	合計	●戸																																	
住戸タイプは公務員宿舎法施行規則第 6 条第 2 項に規定される規格を指す。																																			
付帯施設	① ごみ集積場																																		
	② 駐車場・駐輪場（所要台数は第 2 編第 4 6 外構施設 による。）																																		
	③ 汚水浄化槽設備（必要により設ける。庁舎区域と同一でも良い。）																																		

(2) 要求水準

職員宿舎の整備にあたっては、次に示す内容を遵守する。

なお、次に示す内容に加え、「第 1 編第 2 2 基準等」で示す基準類に従うものとする。

項目	性能
建築計画	・ 建物の階数は 4 階程度とする。 ・ 周辺環境と調和した施設形態と色彩計画 ・ 構造は第 2 編 第 4 4 構造性能に準じる。
配置計画・動線計画	・ 敷地内道路及びセンターとの動線等を配慮した配置とする。 ・ 棟周辺に駐車場・広場・緑地等を配置し、共用玄関・居室の窓等からの見通しが確保されるように、住棟計画、各部位の設計等を工夫する。 ・ 他の住戸や階段室から住戸への「視線」に対して配慮する。
住戸の設計	・ 和室を 1 室以上計画する。（a 規格住戸及び b 規格の内 2 DK の●戸は除く） ・ 部屋間の段差をなくすよう配慮する。 ・ 各居室には大型家具（アップライトピアノ程度）が搬入できる。 ・ 各住戸とも 1 以上の居室における冬至の日照時間は原則として 4 時間以上とする。 ・ 室又は空間の用途に応じて、自然光による採光、及び有効な通風を確保すること。 ・ 窓には原則として網戸を設置する。 ・ 各住戸にはバルコニーを設けることとし、隣戸避難、物干、エアコン室外機等の設置等に支障の無い広さ、形状とする。
各室の計画	・ 各住戸の構成は、居住室（居間・寝室等）と調理・洗面・脱衣浴室・便所及び洗濯等が適切に行える場所を設ける。 ・ b 規格の内 2 DK の●戸については、1 戸を 2 つに区分して居住するため、独立性を確保した居住室を 2 室設け、居住室以外は共同とする。 ・ 各個室へは、他の個室を通過することなく行けるようにする。 ・ 各個室に適した家具配置の想定、及び設備の計画を行う。 ・ 和室は、6 畳以上とする。

項目	性能
	・居間は洋室とする。a規格住戸及びb規格の内2DKの●戸の居室はすべて洋室とする。
設備計画	電気設備 ・供給方式：電灯は、単相3線式（100V／200V）とする。 ・戸あたり需要想定：a規格住戸4kVA、a規格以外の住戸6kVA、を原則とする。 ・住宅用分電盤：住戸内の使用負荷を想定し、適切な回路構成としホーム分電盤タイプとする。 ・幹線需要率等：（社）日本電気協会「内線規定」による。 ・電話回線は1住戸2回線とし、アウトレットは各居室に設置すること。 ・テレビ共同受信設備は、住棟単位、又は団地一ヶ所の受信方式を標準とし、VHF・UHF・BSを受信する。 また、地上デジタル放送設備に対応できる配線配管方式とする。 ・テレビはアンテナ受信を原則とするが、受信状況によりケーブルテレビによる受信とし、引き込み及び調整を含むものとする。 ・インターネット設備：インターネットが利用可能なよう各室にブランクチップを設ける。 また、インターネット事業者の電源、機器等設置可能スペースを確保し、私設メーターが設置できるようにする。 ・d規格及びc規格宿舎にセンターの内線電話を各1回線設ける。 ・各住戸にセンターの中央監視卓からの移報電鈴を設ける。 給排水設備 ・給水システムは受水槽及び給水ポンプユニット設置によるポンプ直送方式とする。 ・排水方式は汚水・雨水分流式とする。 ・排水される汚水及び雑排水を適切に処理することができる浄化槽を必要に応じて設置する。（庁舎区域と同一でも良い。） ・給湯箇所は、浴室、台所、洗面化粧台及び洗濯機用水栓とする。 換気設備 ・換気方式について、台所・浴室＋洗面所・便所の換気は機械換気設備とし、それぞれ住戸内で別系統とする。
その他	・各室には「建築・設備器具等一覧表」にある器具等を設置する。
外構計画	・駐車場は、所要の駐車台数を満足する形状・構造とし、原則として平面駐車場とする。 ・駐輪場の設置場所は、屋内、屋外（屋根付とする）を問わないが、利用者の利便性を考慮して設ける。

【建築 設備器具等一覧表 建築）】

室名等		規格別	装備仕様
共用 部分 内部	階段室	1階のみ 各階共通	足洗い場 格子蓋付き) 集合郵便受 掲示板 室名札 各階表示板
	玄関	a規格 上記以外	帽子掛 (1箇所)・下足入 L=600 程度) 帽子掛 (3箇所)・下足入 L=1,000 程度)
	ホール	—	
	洗面脱衣	a規格以外共通	防水パン
	便所	各規格共通	吊戸棚
	浴室	a規格 上記以外	ユニットバス BLー A型 (ニ点型)程度 1116 浴槽・洗面器・3枚組蓋共) ユニットバス BLー A型 (一般型)程度 1216 浴槽・3枚組蓋共)
	台所	a規格 上記以外	流し台 L=1,200 程度)・吊戸棚 L=600 程度)・コンロ台 L=700 程度) 防水パン 流し台 L=1,500 程度)・吊戸棚 L=900 程度)・コンロ台 L=700 程度)
	居間・食堂	各規格共通	カーテンレール W) 幅広付鴨居・キッチンカウンター・クーラー 取付金物等一式
	和室	各規格共通 押入	カーテンレール W) 付鴨居・クーラー 取付金物等一式 中段・棚
	洋室	各規格共通 洋服入 収納庫	カーテンレール W) 付鴨居・クーラー 取付金物等一式 棚・ハンガーパイプ 棚
外部	バルコニー	各規格共通	物干金物・室外機取付スライドインサート

【建築 設備器具等一覧表 電気設備機器等）】

室名等	取付機器	数量	スイッチ	数量	コンセント	数量	弱電設備	数量
玄関・ホール	照明器具	1	3W15A×1	1	C×2	1	インターホ子機	1
廊下	照明器具	1	1P15A×4 3W15A×1 24H換気×1	1 1	C×2	1		
便所	照明器具	1	2P15A×1 換気扇消遅	1	C×1 (E付)	1		
洗面・脱衣室	照明器具	1	1P15A×1	1	C×1 板止) C×2 (E付)	1 1		
浴室	ユニット附属品	1	1P15A×1 3W×1 換気タイマー付 給湯リモコン 機器附属品)	1 1				
台所	棚下灯 照明器具	1 1	給湯リモコン 機器附属品)	1	C×2 (E付) C×1 ガス警報用) C×2 (E付) 大型機器用) C×1 乾燥レンジ用)	2 1 2 1		
居間	EF-110	1			C×2 C×1 (E付) クーラー用)	5 1	インター親機警報等機能付 モジュラー J×2 ブラックチップ情報通信設備用 直列ユニットプラグ付	1 1 1 1
和室	EF-110	1	1P15A×1	1	C×2 C×1 (E付) クーラー用)	2 1	モジュラー J×1 ブラックチップ情報通信設備用 直列ユニットプラグ付	1 1 1
洋室	EF-110	1	1P15A×1	1	C×2 C×1 (E付) クーラー用)	2 1	モジュラー J×1 ブラックチップ情報通信設備用 直列ユニットプラグ付	1 1 1
入口	照明器具 WP)		自動点滅 (AS)					
階段室	照明器具 (K1)		EEスイッチ					
屋外	外灯		自動点滅 (AS) 又はソーラタイマー					

【建築 設備器具等一覧表 (衛生器具)】

室名等	器具名称	付属品及び仕様
便所	節水型洋風タンク	手洗い付ロータンク, 給水金物一式
	密結洗落し便器	手巻器 (SUSワンタッチ式)
	タオル掛け	ステンレス製 (450L)
	天井埋込型換気用	風量 10 回/h 24 時間換気機能付 付属品 SUS製深型フード100φ
洗面所	洗面化粧台 (750 タイプ)	サーモ式混合水栓 同専用化粧鏡 (一面鏡)
	タオル掛け	ステンレス製 (450L)
	洗濯機用湯水混合栓	
浴室	2室用天井埋込型換気扇	浴室 脱衣室用 風量 5回/h 24 時間換気機能付
	シャワー水栓	サーモスタット付シングルレバーシャワー水栓
台所	混合水栓	シングルレバー混合水栓 (デッキタイプ) 吐水口ストッパー付
	ガス栓	LBガスヒューズコック 9. 5mm
	レンジフードファン	深型レンジフード 自然給気タイプ シロッコファンタイプ (低騒音型) 420CMH 単相 100V 75w 照明ランプ付 風量切替 (強・中・小) スイッチ付 SUS製深型フード150φ×2
居間	ガス栓	壁埋込型ガスカラン 9. 5mm
洋室	ガス栓	壁埋込型ガスカラン 9. 5mm
バルコニー	20 号給湯機 (追焚付) ※ b, c, d 規格宿舍用	20 号屋外壁掛型 (全自動型追焚機能付) 単相 100V 150w ガス消費量 :55. 2kw 付属品 追焚用循環アダプター, リモコン (台所, 風呂) 共 銅板製配管カバー (H=1,200) リモコン用配線 10m/個)
	16 号給湯機 (追焚付) ※ a 規格宿舍用	16 号屋外壁掛型 (全自動型追焚機能付) 単相 100V 145w ガス消費量 :46. 5kw 付属品 追焚用循環アダプター, リモコン (台所, 風呂) 共 銅板製配管カバー (H=1,200) リモコン用配線 10m/個)
階段室	集中検針盤	
足洗場	水栓	

第5 施設整備業務の実施

1 業務内容

本事業の施設整備で行う業務の項目を以下に示す。

(1) 共通事項

- ア コスト管理計画書の作成
- イ 要求性能の確認

(2) 設計業務

- ア 設計
- イ 設計図書の作成
- ウ 透視図及び完成模型の作製
- エ 工程表の作成
- オ 平面計画協議
- カ 申請及び手続き等
- キ 工事費内訳書の提出

(3) 建設工事

- ア 建設工事
- イ 使用材料の詳細に係る確認
- ウ 別工事との調整
- エ 電波障害対策工事
- オ 地中障害物の撤去，搬出及び処理
- カ 申請及び届出
- キ 国有財産台帳付属図面の調整に係る資料の作成
- ク 完成図の作成
- ケ 施設保全に係る資料の作成
- コ 完成写真
- サ 工事記録映画の作成
- シ 事業記録の作成

(4) 工事監理

- ア 工事監理
- イ 別工事との調整
- ウ 工事監理記録等の作成

2 業務の進め方

(1) 共通事項

ア コスト管理計画書の作成

事業者は、基本設計完了時、実施設計途中、実施設計完了時、工事途中、工事完了時の各段階において、それぞれコスト管理計画書を作成し、国に提出する。事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。また、各段階において基本設計完了時とのコスト比較を行い、工事種目毎の変動が10%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして国に報告する。なお、工事種目は「公共建築物工事種目標準書式」による種目の別をいう。

また、施設整備に係わるコスト管理のための基本コストは、基本設計完了時の設計図書によるものとする。

イ 要求性能の確認

(7) 要求水準の確保のための事業者による管理の基本的考え方

事業者は、要求水準を満たすため、基本的に次の確認等を行うことにより設計業務及び建設工事の各業務の管理を行う。

- ① 設計時における設計図書及び計算書等の確認
- ② 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ③ 各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認

(4) 要求性能確認計画書の作成

事業者は、前記(7)を踏まえ、要求性能確認計画書を作成し、国に提出する。なお、内容は、「建築」、「電気設備」、「機械設備」に区分する。また、業務の進捗に合わせて要求性能確認計画書の内容を追記した場合は、その部分を速やかに提出する。

(ウ) 要求性能確認計画書に基づく確認

事業者は、要求性能確認計画書に基づき各業務を管理し、要求水準を満たしていることを確認する。

(2) 設計業務

ア 設計

業務は、建設省告示第1206号（昭和54年7月10日）別表第2による設計業務を行うこととし、以下による。なお、面積算出については、建築基準法と国有財産法の2種類とする。

(7) 基本設計

基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく、進められるだけの、主要な技術的検討が十分に行われ、主要寸法、主要なおさまり、主要な材料等の空間と機能のあり方に大きな影響を与えると考えられる項目についての基本方針と解決策が盛り込まれた内容とする。

(4) 実施設計

実施設計は、前記の基本設計が確認された後、これに基づく工事の実施に必要であり、

事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。

イ 設計図書の作成

(7) 図面の作成

図面の作成は、「建築C A D図面作成要領（案）」による。

(4) 設計に係わる資料の提出

図面その他の設計に係わる資料は、「建築設計業務等電子納品要領（案）」により国に提出する。

(ウ) 基本設計図書の提出

提出内容は、「建築」・「構造」・「設備」の三つに区分し、さらに設備は、「電力設備」・「通信設備」・「給排水設備」・「空気調和設備」「エレベータ設備」の五つに区分し、それぞれを以下により提出する。

項目	サイズ	部数
陽画焼付製本	A 3 判	2 部
電子媒体 (CD-R)		2 部

(エ) 実施設計図書の提出

提出内容は、「建築」・「構造」・「設備」の三つに区分し、さらに設備は、「電力設備」・「通信設備」・「給排水設備」・「空気調和設備」「エレベータ設備」の五つに区分し、それぞれを以下により提出する。

項目	サイズ	部数
陽画焼付製本	A 1 判	2 部
	A 3 判	2 部
電子媒体 (CD-R)		2 部

ウ 透視図及び完成模型の作製

(7) 透視図の作製

実施設計がほぼ完了する段階に建物の内観及び外観透視図を5カット作製し、以下により提出する。

項目	サイズ	部数
彩色 (アルミ額)	A 3 判	1 部
写真 (プリント)	カラーキャビネ版	3 部
電子媒体 (CD-R)		2 部

(イ) 完成模型

当該施設及び近隣を含む範囲で作製し、以下により提出する。

項目	サイズ	部数
模型	900×900mm	1 セット
写真 (プリント)	カラーキャビネ版	8 カット 2 部
電子媒体 (CD-R)		2 部

材料は、変形、退色しにくいものとし、台座及びアクリルケース付とする。

エ 工程表の作成

事業者は、基本設計着手前に次の工程表を作成し、国に提出する。

- ① 調査工程
- ② 平面協議を含む基本設計工程
- ③ 実施設計及び申請・許認可等の工程
- ④ 透視図・模型等の製作・提出予定
- ⑤ 工事種別ごと施工工程表およびネットワーク
- ⑥ その他必要となる工程表

オ 平面計画協議

事業者は、基本設計完了前に平面計画について国と協議する。この場合に協議期間は 40 日程度を見込むものとする。

カ 申請及び手続き等

事業者は、工事の着工に必要な一切の申請及び手続きを行う。

キ 工事費内訳書の提出

事業者は、コストおよび工程管理の資料として、工事の着工前に工事費内訳書を作成し、国に提出する。

(3) 建設工事

ア 建設工事

(7) 建設工事は、実施設計図書及び変更契約に基づいた変更設計図書を履行する。

(イ) 「建築」・「電力設備」・「通信設備」・「給排水設備」・「空気調和設備」「エレベータ設備」の区分毎に、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、国に提出する。

(ウ) 建設に係わる代金額による出来高を算出し、その出来高による進捗状況報告書を工事期間中に毎月提出する。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が 5 % を超えて遅延した場合は、その理由を明確にして国に報告する。

(エ) 前記(イ)の区分毎に月間工程表を作成し、前月末日までに国に提出する。

イ 使用材料の詳細に係る確認

事業者は、設計及び建設工事において、材料の色・柄・表面状況等の詳細に係る内容については、適宜国にその内容を提示し確認を得る。

ウ 別工事との調整

事業者は、工事期間中に発生する別工事との工程及び仮設等の調整、総合図での調整、協力等を行う。

エ 電波障害対策工事

事業者は、施設整備に伴い周辺住民への電波障害が発生した場合、報告を行い従前の状況まで復旧する。この場合の受信周波数帯は、VHF、UHF とする。

オ 地中障害物の撤去、搬出及び処理

事業者は、既設埋設配管等の付設替えが生じた場合、地中障害物となる配管等の撤去、搬出及び処理を行う。

カ 申請及び届出

事業者は、工事の完了及び供用開始に必要な一切の申請及び届出を行う。申請及び届出に関し作成・提出したものについては、その写しを国に提出するものとする。

キ 国有財産台帳付属図面の調整に係る資料の作成

事業者は、本事業終了後すみやかに「国有財産台帳等作成要領」により国有財産台帳付属図面を作成し、国に提出する。提出部数は、次のとおりとする。

項目	サイズ	部数
原図	A 3 判	1 部
第二原図	A 3 判	1 部
電子媒体 (FD)		1 部

ク 完成図の作成

完成図は、建設工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したものとし、次により作成する。

(7) 図面の作成は、「建築 C A D 図面作成要領 (案)」による。

(イ) 完成図は、次にあげる内容を含むものとする。ただし、施設の設計内容に応じ、追加する必要のある図等が生じる場合があるため、その作成に当たっては国と協議する。

- ① 配置図及び案内図、室名及び室面積や耐震壁が表示された各階平面図、立面図、断面図、仕上表
- ② 各階の電灯、動力、電熱、避雷、構内情報通信網、構内交換、情報表示、映像・音響、拡声、呼出、監視カメラ、テレビ共同受信、火災報知等の電気設備の配線図及び文字・図記号
- ③ 分電盤、動力制御盤、配置盤等の電気設備の単線接続図
- ④ 屋外配管図 (雨水排水を含む。)、機械設備の各平面図及び文字・図記号
- ⑤ 電気室の平面図、機械配置図、電気設備の各種構内線路図
- ⑥ 主要機械室平面図及び断面図、便所詳細図
- ⑦ 各種系統図
- ⑧ ボイラー、冷凍機、昇降機器等の主要機器図

- (ウ) 完成図は、建設工事完了後、「営繕工事電子納品要領（案）」により国に提出する。提出部数は、次のとおりとする。

項目	サイズ	部数
陽画焼付製本	A 1 判	2 部
	A 3 判	2 部
電子媒体（CD-R）		2 部

ケ 施設保全に係る資料の作成

保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理、運営に必要な一切の資料とし、本事業終了後、次の部数を国に提出する。

項目	サイズ	部数
ファイル綴じ	A 4 判	2 部
電子媒体（CD-R）		2 部

コ 完成写真

完成写真は、カラー写真200カット（航空写真を含む。）以上を撮影し、キャビネ判程度3部をアルバムに整理し、国に提出する。なお、完成写真の撮影者との契約に当たっては、次の事項を条件とする。

- (7) 完成写真は、国が行う事務並びに国及び国が認めた公的機関の広報に無償で使用する事ができる。
- (イ) 次にあげる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ国の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ① 完成写真を公表すること。
 - ② 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

サ 工事記録映画の作成

- (7) 工事記録映画は、関連工事及び関連調査を含む施設建設工事全般について経過に関する映像を撮影し、これを編集し取りまとめたものとする。
- (イ) 上映時間20分の全長版と10分の概要版のシナリオをそれぞれ作成し、その内容について国と協議する。
- (ウ) 撮影は、上記シナリオに準拠し、適正かつ良好に行う。
- (エ) 撮影は、最終成果品20分用の6倍程度を撮影する。航空撮影3回を含むものとする。
- (オ) 編集は、シナリオに準拠し適正かつ良好に行い、20分の総集編と10分の概要編を完成させる。
- (カ) 録音は、設備の完備した施設で行い、国と協議の上本記録映画に適切な解説・音楽（選曲）・効果音を録音する。
- (キ) 総集編及び概要編のそれぞれについて、下記の媒体及び規格により作成し、国に提出する。

項目	規格	数量
ビデオテープ	VHS 規格	各 10 本
Digital Versatile Disc	DVD-Video 規格	各 20 本

シ 事業記録の作成

- (7) 事業記録は、完成時までの概要と経緯及び技術的資料を整理し、取りまとめたものとする。
- (イ) 事業記録の作成に当たっては、全体の構成計画を作成し、その内容について国と協議する。
- (ウ) 事業記録は、A4判150頁程度とし、上製本（布クロスボール紙箔押し程度）し、国に6部提出する。

(4) 工事監理

ア 工事監理

- (7) 工事監理業務は、基本的に建築士法（昭和25年法律第202号）の工事監理者の立場で行う業務とし、同法第2条第6項、第18条第3項、第20条第2項及び同条第3項に該当する業務を中心とする。
- (イ) 指導監督に関する業務は、建築士法第21条「その他の業務」のうち、「建築工事の指導監督」に該当する業務とする。
- (ウ) 業務を行うにあたり、あらかじめ適用基準に基づいた監理方針書を作成し、国に提出する。なお、適用基準にある「監督員」は前項(7)、(イ)の業務を遂行する者と読み替える。

イ 別工事との調整

工事期間中に個別に発注する工事があった場合は、これに係わる調整を行う。

ウ 工事監理記録等の作成

- (7) 事業者は、前記ア及びイに関する記録を作成し、国に毎月提出する。
- (イ) 事業者は、要求性能確認計画書に基づき工事監理業務を管理し、要求水準を満たしていることを確認した記録を作成し、国に毎月提出する。

3 工事に関する事項等

事業者は、建設工事に際して法令・条例等を遵守するほか、次の事項について協力建設業者を指導する。

(1) 工事の周知と施工時間

施工方法と工程計画は、近隣および工事に際し環境影響がある関係機関に対し周知する。また夜間、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日に工事を行おうとする場合は、国に報告する。

(2) 施工中の安全確保及び環境保全

- ア 関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努める。
- イ 施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- ウ 気象予報又は警報等について、常に注意を払い災害の予防に努める。
- エ 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来さないような施工方法等を定める。
- オ 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講ずる。
- カ 工事の施工の各段階において、騒音・振動・大気汚染・水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
- キ 仕上塗材・塗料・シーリング材・接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した製品安全データシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
- ク 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

(3) 安全管理

ア 交通安全管理

工事材料及び土砂等の搬送計画、通行経路の選定、その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せの上、交通安全管理を行う。

イ 災害時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を国に報告する。

(4) 建設副産物の処理

ア 建設工事において、以下の内容を含む工事を行う場合は建設副産物の処理について建設副産物情報交換システムを活用し、その結果を国に報告する。

- ・ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土、建設汚泥を搬出する工事
- ・ 対象地域で、コンクリート再生材、アスファルト・コンクリート再生材の使用がある工事

なお、建設副産物情報交換システムの運用主体は建設副産物情報センター（URL <http://www.recycle.jacic.or.jp/>）である。

イ セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

- ・ セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について国に報告する。
- ・ セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
- ・ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。

(5) 施設のホルムアルデヒド及びVOC対策

室内空気に含まれるホルムアルデヒドやVOC（Volatile Organic Compounds：揮発性有機化合物）対策として、工事中の室内空気環境対策や、工事後にあたっては、当該施設の室内空気環境が厚生労働省の指針値（以下、「指針値」という。）以下の状態であることを次により確認する。

ア 測定対象物質

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン

イ 測定方法

「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の、室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について（平成15年4月1日付け国営建第1号・国営設第1号）」の2.～4.（ただし3.の2）を除く。）による。

ウ 測定対象室

次の(ア)から(エ)に示す室のうち、事務室、会議室、倉庫、仮眠室、宿直室、収容室、病室、食堂、教室、工場、倉庫、その他の主要な室、及び継続的な換気が見込まれない居室で代表的な室を測定対象室とし、測定点数は概ね各室面積50㎡毎に1測定点以上となるよう適宜設定する。

- (7) 合板類，フローリング，集成材，単板積層材，MD F，パーティクルボードその他でホルムアルデヒドを含有する建材を使用した室
- (イ) 壁紙，ビニル床タイル，ビニル床シート，ビニル幅木，せっこうボードその他の施工に測定対象物質を含有する接着剤を使用した室
- (ウ) 合成樹脂塗り床，塗装工事，シーリングその他で測定対象物質を含有する塗料，材料，溶剤を使用した室
- (エ) ユニット，収納家具，書庫，実験台，その他で測定対象物質を含有するもの及び塗装したものを工事で設置した室

(6) 公共事業労務費調査

- ア 事業者は，公共事業労務費調査の調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等，必要な協力を行わなければならない。
- イ 調査票等を提出した当該工事に関わる事業所を，国が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合，事業者はその実施に協力しなければならない。
- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に，正確な調査票等の提出が行えるよう，建設業者は労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に，賃金台帳を調整・保存する等，日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- エ 建設業者が当該建設工事の一部について下請契約を締結する場合には，当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記のア～ウと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(7) 工事实績情報の登録

- ア 事業者は，工事实績情報として「工事カルテ」を作成し，国に確認を受けなければならない。
- イ 確認を受けた後に，(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出するとともに，(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを国に提出し，登録結果を報告するものとする。
- ウ 登録内容を訂正する必要がある場合も，同様の手順により訂正を行うものとする。

(8) 施工体制台帳の作成

建設業法に基づく施工体制台帳に係る書類及び施工体系図を作成する場合は，次の事項を追加する。

- ① 安全衛生責任者名，安全衛生推進者名，雇用管理責任者名
- ② 監理技術者，主任技術者（下請負者を含む。）の顔写真
- ③ 一次下請負人となる警備会社がある場合は，その商号又は名称，現場責任者名，及び工期

国は，「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」（平成12年11月27

日法律第127号)第13条2により、施工体制について点検を求めることがある。

(9) 労働福祉の改善

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努める。

(10) 建設業退職金共済制度の運用

- ア 事業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付する。
- イ 事業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付する。または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進させる。
- ウ 事業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を国に提出する。
- エ 国は、共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿、その他関係資料の提出を求めることがある。
- オ 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、事業業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、事業者はできる限り下請業者の事務の受託に努める。

(11) ダンプトラック等による過積載等の防止

- ア 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませない。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しない。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
- エ さし柰装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。並びに工事現場に出入りすることのないようにする。
- オ 過積載車両、さし柰装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
- カ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柰装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
- キ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。
- ク 下請契約の相手方、又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除する。

(12) その他

- ア 建設リサイクル法に定める規模の「対象建設工事」に該当しない場合においても、特定建設資材の分別解体等、及び再資源化等の実施あたっては、建設リサイクル法に準じ適正な措置を講ずる。
- イ 建設工事に使用する建設機械は低騒音・低振動型とする。
- ウ 建設工事に使用するディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載したバックホウ、トラクタショベル（車輪式）及びブルドーザについては、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
- エ 建設工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努める。ただし、出来高部分払方式の対象の場合は、一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金または 90 日以内の手形で支払うものとする。
- オ 建設業法第 26 条の規定により、事業者が事業現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格と技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置する。
- カ 事業者が事業現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該事業工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イにあげる者と同等以上の能力を有する者を配置する。この場合において、国から請求があったときは、資格者証を提示する。

第3編 維持管理

第1 総則

1 業務の目的

第2編施設整備に示された施設の要求水準を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持することにより、職員及び利用者の利便性、快適性の維持に努め、施設を適切に管理することを目的とする。

2 基本方針

(1) 執務環境・処遇環境の確保

事業者は、職員の執務環境、受刑者の生活及び作業等の良好な環境を確保する。

(2) 執務効率の確保

事業者は、維持管理業務の特性に応じた作業時間帯を設定する等により、従事者の作業が執務の遂行に支障とならないよう業務を実施する。

(3) 安全性の確保

事業者は、維持管理業務を実施するに当たり、適切な危険防止措置等により、職員、受刑者及び来訪者の安全を確保する。

(4) 経済性の確保

事業者は、光熱水費の縮減、修繕費の縮減等、経済性に配慮して、業務を実施する。

(5) 環境負荷の低減

事業者は、省エネルギー、省資源を考慮した適切な維持管理を行い、地球環境の保全及び環境負荷の低減を図る。

3 業務内容

事業者は、関係法令で定めるすべての点検、検査、測定、記録等を含め、以下の業務を行う。また、施設管理者が関係法令に基づき行うことになっている点検、検査、測定、記録及びこれらに必要な一切の資料作成と必要な関係機関への届出を行う。

保安区域のうち一般立入りが規制される場所での業務遂行は、業務内容について事前に国の承諾又は指示を受けるものとする。

(1) 建築物保守管理業務

施設の経年劣化を最小限に抑え、施設の性能を維持させることを目的とした建物各部保守管理。

(2) 建築設備運転監視業務

建築設備の各機器を効率的に稼働させるため、その状態の監視及び制御を適切に行うとともに日常的な点検保守を行う建築設備運転監視。

(3) 修繕業務

劣化による機能低下が生じた場合、要求水準を常に満たすように、その機能を当初水準まで計画的に回復させる目的で行う建築物及び建築設備の修繕。

4 適用範囲

第3編維持管理は、島根あさひ社会復帰促進センターの施設及び敷地に適用する。

5 業務提供時間帯

職員の執務等に支障がないよう、業務ごとに業務提供時間帯を設定する。なお、設定に当たり事前に国と協議する。業務遂行上やむを得ない事情等により、国からの要請があった場合は、設定した業務提供時間帯以外での業務遂行にも対応する。

なお、各室の執務時間は第2編第4 2 (2)「諸室のセキュリティ」に参考として示す。

6 業務実施の体制

(1) 業務実施の体制

運営業務要求水準書（案）の第2編第3「体制」による。

(2) 業務従事者の要件等

事業者は、業務に必要な有資格者を用意する。

7 業務の進め方

(1) 業務計画

ア 業務計画書の作成・提出

事業者は業務実施に当たり、業務計画書を作成し、国に提出する。なお、次の場合は国に確認の上、業務計画書を修正し、再度提出する。

- ・業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合。
- ・国より業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合。

業務計画書の構成、提出時期及び記載項目は以下のとおりとする。

項 目	提出時期	記載内容
基 本 計 画	事業開始時	1) 業務実施体制 2) 業務管理体制 3) 環境負荷減への取組み 4) 非常時・災害時の対応及び体制 5) 想定外の事態が発生した場合の対応 6) その他業務計画上必要な事項
実 施 計 画	業務開始時	1) 各業務の責任者及び必要な有資格者の経歴・資格等 2) 業務提供内容及び実施方法等 3) 業務報告の内容及び時期 4) 苦情等への対応 5) その他業務計画上必要な事項
長期実施計画	業務開始時	1) 事業期間中の修繕業務(長期修繕)の実施時期及び内容 2) その他長期の業務実施計画上必要な事項
年度実施計画	各年度当初	1) 業務日程及び業務提供時間帯 2) 業務提供内容及び実施方法の詳細等 3) その他年度ごとの業務実施計画上必要な事項

イ 省エネルギーにかかわる業務計画

事業者は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネルギー法）（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の有無にかかわらず、省エネルギーにかかわる業務計画を、業務開始時に国に提出する。

(2) 業務の実施

事業者は、業務計画書に基づき業務を実施する。なお、業務実施に当たり、次のことに対応する。

ア 苦情等への対応

事業者は、職員、来訪者等から寄せられた維持管理に関する苦情等に対し、再発の防止処置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに国に報告する。

イ 想定外の事態への対応

想定外の事態が発生した場合、又は発生が予測された場合には、国と協議の上対応する。
なお、緊急を要する場合は、迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに国に報告する。

ウ 光熱水費

ライフサイクルコスト縮減の観点から、光熱水費の縮減に努める。

エ 職員宿舎の維持管理

事業者は常に職員宿舎の状況を把握し、国及び居住者との連絡を密にしてその維持及び管理の適正化を図るものとする。なお、職員宿舎の点検保守修繕は、公務員宿舎法第 17 条第 2 項で規定する「軽微修繕」を除き、すべて事業者の業務とするが、管理事務業務の詳細は国と協議の上定めるものとする。（資料「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」参照）

オ 防火管理上必要な業務

事業者は、防火管理の権原を有するものとして、以下の防火上必要な業務を行うものとする。

- ① 防火管理者の選任
- ② 当該防火対象物についての消防計画の作成
- ③ 消防計画に基づく消火、通報及び受刑者も含めた避難の訓練の実施
- ④ 消防の用に供する設備、消防用水又は、消火活動上必要な施設の点検及び整備
- ⑤ 火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ⑥ その他防火上必要な業務

(3) 業務報告

ア 業務報告書の作成・提出

事業者は、月ごとに業務報告書を作成し、国に提出する。

業務報告書には以下の資料を添付する。

- ① 業務日誌
- ② 各種保守・点検記録
- ③ 打合せ議事録
- ④ 苦情等及びその対応結果
- ⑤ その他業績監視上必要な資料

イ 省エネルギーにかかわる業務報告

事業者は、省エネルギー法に基づく第一種エネルギー管理指定工場の指定の有無にかかわらず、省エネルギーに係わる業務報告として、年度ごとに次の資料を作成し、国に提出する。

- ① 省エネルギー法第11条に規定された燃料等使用量その他燃料等の使用状況（燃料等の使用の効率に係わる事項を含む。）及び電気の使用量、その他電気の使用の状況（電気の使用効率にかかわる事項を含む。）
- ② 年間の光熱水費及びその使用エネルギー等の分析・評価資料
- ③ 維持管理運営における省エネルギー手法の提案（電力などのエネルギー調達方法についての提案を含む。）

ウ その他の業務報告

業務の遂行に支障をきたすような重大な事態が発生した場合は、直ちに国に報告する。また、業務遂行上必要なものとして国から要請があった場合は、速やかに報告を行う。

エ 図面、記録等の保管、更新

事業者は、施設に関する次の図面・記録等を事業期間中保管し、必要な更新を行い、事業期間終了後国に提出する。また、国の要請があった場合は、いつでも閲覧に応じる。なお、図面の更新は、建築 CAD 図面作成要領（案）による。

- ① 建築、設備関係図面

② 設備機器台帳

③ 官庁届出控え，検査報告控え

(4) 事業終了時における維持管理に関する説明

事業者は事業終了時に，施設管理者等に対し，第2編第5 2 (3) ケ「施設の保全にかかわる資料の作成」により作成する施設の保全にかかわる資料を基に，維持管理に関する説明を行う。

第2 建築物保守管理業務

1 業務概要

建築物保守管理業務は、関係法令に基づく点検・検査・測定・記録等の業務を含め、建築物の要求性能を維持し、耐久性を確保することを目的に、定期にその機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を点検するとともに、必要な保守を行う。

2 要求水準

事業者は、定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守を施す。

なお、修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上がり状態を維持する。

各部位の維持すべき性能は次のとおり。

(1) 建物の点検保守

部位	性能
1 構造体	定期的に行われる外装、内装、外構等の点検により、構造体に影響を及ぼすような異常を発見した場合は、構造体の調査・診断を行い、その結果を踏まえ修繕を行い、耐震性・耐火性・耐風性を確保した状態を維持する。
2 屋根及びとい	建物内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のさび、侵食等の劣化には保守・修繕を行い、不快感を与えない状態にする。 屋根に付帯する手すり・タラップ、安全または点検等のために設置された部材は、ぐらつきのない状態を維持する。
3 外装：天井	水平かつ平坦な状態を維持する。また、仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等には保守、修繕を行い不快感を与えない状態を維持する。 点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
4 外装：壁	(エキスパンションジョイント金物、手すり、タラップ等付属物を含む。) 建築物内部に雨水が侵入しない状態に及び外装材が破損、落下しない状態を維持する。また仕上げ材の変形、変色および金属類のさび、腐食等には保守、修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 手すり・タラップ等安全または点検等のために設置された部材は、ぐらつきのない状態を維持する。
5 外装：床	平坦な状態、建築内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のひび割れ等には保守・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。
6 内装：天井	水平かつ平坦な状態及び所要の対候性、耐水性、吸音性を維持する。また、壁の取り合い部分は破損・隙間のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等には保守・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
7 内装：壁	垂直かつ平坦な状態及びぐらつきのない状態及び所要の耐水性、耐薬品性、吸音性を維持する。また床の取り合い部分は破損・隙間・汚れ・傷等のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等には保守・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。
8 内装：床	水平かつ平坦な状態及びきしみのない状態、及び所要の耐電性、耐薬品性、防滑性、防塵性を維持する。仕上げ材の変退色、ひび割れ、磨耗等の点検を行い、不快感を与えない状態を維持する。

部位	性能
9 外部建具	ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態、及び耐風性、水密性、気密性を維持する。また、変退色、傷、さび等には保守・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 防火戸、排煙窓等は、災害時に所要の性能を発揮できるよう維持する。
10 内部建具	ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態、及び気密性を維持する。また、変退色、傷、さび等には保守・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 内部仕上げとの取り合い部分は、隙間のない状態を維持する。 防火戸、防火シャッター等は、災害時に所要の性能を発揮できるように維持する。
11 外部階段 内部階段	手すりのぐらつき及びノンスリップに変形、損傷等がない状態を維持する。その他、外装（天井・壁・床）による。
12 付帯工作物	手すり・タラップ等の安全または点検等のために設置された部分は、ぐらつきのない状態を維持する。また、仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等には保守、修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。
13 付帯造作	ぐらつき等のない状態、及び付帯する部位の所要の性能を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等の点検を行い、不快感を与えない状態を維持する。 取り合い部分の破損・隙間のない状態を維持する。

(2) 外構の点検保守

ア 舗装（マンホール・グレーチング等を含む。）

定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、修繕を行い、歩行の支障となる不陸、段差が生じない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等には保守、修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。

イ 外構付帯工作物

定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、修繕を行い、所要の性能および転倒の恐れのない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等には保守、修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。

(3) 建築設備の点検保守

定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況・表示状況を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施す。定期点検時には、機器・装置等の運転または操作を行い、所要の機能が発揮できる状態を確認する。保守業務には、フィルター清掃等システムが機能するために必要な清掃を含む。

建築設備の維持すべき性能は次のとおり。

ア 電気設備

日常的に異常及び破損等の有無の点検及び必要な保守を行う。

設 備	性 能
1 電灯設備	照明器具等が正常に機能している状態を確認し、維持する。
2 動力設備	電動機器へ安定して電力を供給出来る状態を維持する。
3 発電設備	非常用予備電源、保安用電源等に発電電力を安定して供給できる状態を維持する。
4 受変電設備	電力を安定して供給できる状態を維持する。
5 自動火災報知機設備	常に火災の発生を確実に報知できる状態を維持する。
6 端末情報通信網設備	常に良好な通信状態を維持する。
7 構内交換設備	常に通話可能な状態を維持する。
8 表示設備	伝達事項を正常に表示できる状態を維持する。
9 電気時計設備	正確に時刻を表示できる状態を維持する。
10 拡声放送設備	音響等の所要の性能を維持する。
11 非常電鈴設備	音響等の所要の性能を維持する。
12 テレビ共同受信設備	良好な画像受信状態を維持する。
13 監視カメラ設備	常に監視エリア内の目的物等を的確に判断できる状態を維持する。
14 入退室管理設備	正常に作動できる状態を維持する。
15 中央監視設備	正確に情報伝達・表示及び計測等ができる状態を維持する。

イ 機械設備

定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び運転状況を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施す。

設 備	性 能
1 空気調和設備	所要の性能・機能が発揮できるように維持する。また、冷房・暖房機能の切り替えに伴う必要な整備・調整及びフィルター・ストレーナー等の定期的な清掃・交換を行う。
2 換気設備	フィルター等の定期的な清掃・交換を行い、所要の性能・機能が発揮できるように維持する。
3 排煙設備	火災時に確実に排煙できる状態を維持する。
4 自動制御設備	正確に制御、情報伝達、表示及び計測等ができる状態を維持する。
5 衛生器具設備	正常な機能が出来る状態を維持する。
6 給水設備	貯水槽等は定期的に清掃を行い、常に用途に適した水質、水

設 備	性 能
	量を衛生的に供給できる状態を維持する。
7 排水設備	排水槽・排水管は定期的に清掃し、常に汚水等を適切に排除できる状態を維持する。
8 汚水処理設備	正常に放流し、環境衛生上支障がない状態を維持する。
9 消火設備	火災時に万全な状態で作動できる状態を維持する。
10 ガス設備	安全にガス器具等への供給できる状態を維持する。
11 ごみ集積設備	正常に作動し衛生的な状態を維持する。
12 昇降機設備	正常に運転できる状態を維持する。
13 厨房設備 ^{注)}	運營業務に支障を生じない状態を維持する。

注) センター内に厨房設備を設置する場合は、上記性能を満足すること。

ウ その他の設備

定期的に点検・試験等を行い、機器等又は装置の劣化及び作動状況を把握し、不具合箇所には保守・修繕を施し、正常に運転等ができる状態を維持する。

3 特記事項

(1) 点検及び確認の周期

事業者は、要求水準を満たせるように、点検及び確認の周期を定めるものとする。

(2) 災害時・非常時の対応

事業者は、災害等の発生が予測される場合、施設の被害が最少となるよう事前に予防措置をおこなう。

災害が発生した場合、事業者は安全を確認した上で直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに国に報告する。また、被災した場合は、被害の拡大防止及びその復旧に努める。

第3 建築設備運転監視業務

1 業務概要

建築設備運転監視業務は、建築設備の性能を継続的に発揮させることを目的に、設備の運転及びその稼動状態等の監視及び記録等を行い、省エネルギーと効率的な運転に配慮し、日常的な保守を行う。

2 要求水準

(1) 建築設備運転監視

日常的に異常及び汚損等の有無の点検・計測及び必要な保守を行う。各設備の確認する機能状態は次のとおり。

ア 電気設備

設 備	機能の確認等
1 電灯設備	照明器具等が正常に機能している状態を確認する。 球切れによる不点灯の際は、管球交換を遅滞なく行う。また、執務室等内の管球交換は、管球の色・明るさのむらに配慮して行う。
2 動力設備	各種電動機が正常に作動できる状態を確認する。
3 発電設備	常に供給状態を監視するとともに、商用電源停止等による非常用発電設備の起動時には、負荷の優先順位設定に基づく供給が適正に行われるように監視し、制御する。
4 受変電設備	常に供給状態を監視する。
5 自動火災報知機設備	作動状態等を監視する。
6 端末情報通信網設備	正常な通信状態を確認する。
7 構内交換設備	正常な通話状態を確認する。
8 表示設備	正常に表示できる状態を確認する。
9 電気時計設備	正常に表示できる状態を確認する。
10 拡声放送設備	正常に放送できる状態を確認する。
11 非常電鈴設備	操作・受信等の状態を確認する。
12 テレビ共同受信設備	受信・出力状態を確認する。
13 監視カメラ設備	監視画像状態等を確認する。
14 入退室管理設備	作動状態等を確認する。
15 中央監視設備	必要な機器の運転及び作動状態等を監視するとともに、監視対象機器や計測機器等の異常が認められた場合には、機能の回復・設定の調整等必要な対応を迅速に行う。

イ 機械設備

設 備	機能の確認等
1 空気調和設備	室内環境が適正に維持されていることを確認する。
2 換気設備	室内環境が適正に維持されていることを確認する。
3 排煙設備	作動状態を確認する。
4 自動制御設備	制御機能が適切に保たれていることを確認する。
5 衛生器具設備	衛生環境を確認する。
6 給水設備	給水供給状態を確認する。
7 排水設備	排水排除状態を確認する。
8 汚水処理設備	汚水処理状態を確認する。
9 消火設備	待機及び作動状態を確認する。
10 ガス設備	ガス供給状態を確認する。
11 ごみ集積設備	コンテナの作動状態及び集積場の整頓状況を確認する。
12 昇降機設備	運転状態を確認する。
13 厨房設備 ^{注)}	作動状態を確認する。

注) センター内に厨房設備を設置する場合は、上記性能を満足すること。

ウ その他の設備

日常的に運転状態、異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、運転状態を確認する。

(2) 記録の作成及び保管

事業者は、建築設備運転監視業務の記録として、業務日誌、点検記録、整備記録を次のとおり作成する。様式は別途協議の上定める。

ア 業務日誌

- ① 電力供給記録
- ② 熱源機器運転記録
- ③ 空調設備運転記録
- ④ 温湿度記録

イ 点検記録

- ① 電気設備点検表
- ② 空調設備点検表
- ③ 給排水・衛生設備点検表
- ④ 残留塩素測定記録
- ⑤ 飲料水水質検査記録
- ⑥ 浄化槽点検記録

- ⑦ 空調環境測定記録
- ⑧ 各種水槽清掃記録
- ⑨ その他法令で定められた点検にかかわる記録

ウ 整備記録

- ① 定期点検整備記録
- ② 修繕記録
- ③ 事故・故障記録

エ 光熱水使用量の記録

供給事業者の検針日に合わせ、計量区分ごとの使用量を記録する。

3 特記事項

(1) 点検及び確認の周期

事業者は、要求水準を満たせるように、点検及び確認の周期を定めるものとする。

(2) 災害時・非常時の対応

事業者は、災害等の発生が予測される場合、施設の被害が最小となるよう事前に予防措置を行う。災害が発生した場合、事業者は安全を確認した上で直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに国に報告する。また、被災した場合は、被害の拡大防止及びその復旧を行う。

(3) 建築設備の運転

職員の執務、受刑者の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の運転を行う。

第4 修繕業務

1 業務概要

修繕業務は、要求水準書に基づいて整備された建築物及び建築設備において劣化による機能低下が生じた場合、要求水準を常に満たすように、その機能を当初水準まで計画的に回復させる目的で実施する。事業者は、事業期間において施設の劣化防止のために、建築物及び建築設備の一部を交換する等の方法により、修繕を行う。

2 要求水準

事業者は、第2編施設整備に示した要求水準を常に満たすように、建築物及び建築設備の劣化した部分や、低下した性能・機能を実用上支障のない状態まで計画的に回復させる。

なお、点検・保守の結果等により、要求性能を維持できないおそれや、耐久性を損なうおそれがあることが確認された場合には、その回復のために必要な修繕を実施する。

3 特記事項

事業終了時において、建築物及び建築設備の性能・機能について実用上支障のない状態が維持できるよう、計画的に修繕を実施する。

事業者は、事業終了先立ち、施設の性能・機能の状態を調査し、必要ならば修繕を施し、施設の状態を国に報告するものとする。その報告および引渡し検査を通して、国は支障がないことを確認する。

なお、事業期間中における大規模修繕は、事業終了時において施設の実用上支障のない状態を確保するために最低限必要なものとする。